

平成 29 年度

# 学 生 便 覧

長 崎 短 期 大 学

## 巻頭言 学生生活の指針としての活用を

ご入学おめでとうございます。みなさんを心より歓迎します。

長崎短期大学は、学校法人九州文化学園を母体とする私立の短期大学です。

学園は、第2次世界大戦直後の昭和20年12月に、佐世保の地に誕生しました。創立者安部芳雄先生は、疲弊した往時の世相にありながらも、これからを生きる若者のるべき姿（教育理想）への篤い思いを建学の精神に込めています。

また、創立者の座右の銘であった「師弟同行」の教育理念は、茶道を通した教養教育をはじめ、すべての教育の中で具現化され受け継がれ、本学園の教育の特色となっています。

長崎短期大学は、昭和41年に発足しました。以来50年の時を経て、現在は、3学科（食物科・保育学科・国際コミュニケーション学科）と1専攻科（保育専攻）を有する地域密着型の高等教育機関として、職場や社会に貢献する人材の育成を行ない、多くの卒業生たちが、地域の様々な分野で活躍しています。

数ある高等教育機関の中から、皆さんは長崎短期大学を選択しました。

ここでは、専門の学問分野の知識や技術、人生の師、心通じる友人等々、あなたの将来の糧となる、「ものやコト」に数多く出会うことになるでしょう。  
有意義な2年間であることを願っています。

この冊子は、皆さんのが、長崎短期大学での学びや生活についての理解を深め、充実したキャンパスライフを送るために指針として作成しました。充分に活用してください。

21世紀を拓く学生たちの未来に心からの期待を込めて・・・・

学長 安 部 恵美子

# 長崎短期大学の全学3ポリシー

「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」

## 1. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

長崎短期大学では、建学の精神・学則第1条に基づき、実際的な専門教育、職業教育、並びに幅広い教養を修得し、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人を育成することを全学的な目的としています。

### 【建学の精神】

高い知性と豊かな教養を持つ  
たくましい意志と健康な体を養う  
日本人の誇るべき徳性と品格の香り高さを身につける

### 【学則第1条】

長崎短期大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実際的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養教育を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人を育成することを目的とする。

本学は、教養教育と専門教育のバランスの取れた教育課程で、専門的で汎用的な職業能力を育成する高等教育機関です。

その教育の目的を達成するために、本学の教育課程の履修を通して、学生が身につけることのできる5つの力を定めて、教育目標とします。

### 1. 心豊かな人間力

人間性と品格を備えた社会人として行動できる。

### 2. 確かな専門的知識や技能

専攻分野の専門的知識や技能を確実に修得し、体系的な理解ができる。

### 3. コミュニケーション能力

多様な人々と協働して学ぼうとする意識を持ち、人々との交流の中で自らの役割を積極的に果たすことができる。

### 4. 課題解決能力

修得した知識や技能をもとに、思考や判断を行い現実の課題を解決することができる。

### 5. 主体的に学ぶ力

学修経験をまとめ、主体的に学び続ける意欲を持って、自らのキャリアを創造することができる。

これら機関のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学科の教育目的に基づいて定めた、卒業認定・学位授与の方針に示す学修成果を修得し、本学の卒業要件を満たした人に短期大学士の学位を授与します。

なお、専攻科においては、「大学改革支援・学位授与機構」による認定専攻科であることから、学士の学位取得の目的を達成するための「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」を別に定め、専攻科修了認定方針に示す学修成果を修得し、所定の修了要件を満たした人の修了を認定します。

## 2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目指す長崎短期大学では、各学科・専攻科の教育目的や目標に基づく学修成果の達成に必要な教育課程を体系的に編成し実施します。

さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。

教育内容・教育方法・学習方法・評価については以下の通り定めます。

### (1) 教育内容

全学共通の教養科目や各学科の専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。

### (2) 教育方法・学修方法

学期（セメスター・クォーター）毎に、講義、演習、実習、実験、実技を適切に配置し、全授業形態を通してアクティブラーニング型授業の展開に努めます。

学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。

### (3) 評価（アセスメント）

長崎短期大学の卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人、学科、全学、この3つのレベルでの把握のために、多面的で総合的な評価を行います。

評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、本学の教育の質を担保します。

学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。

## 3. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

長崎短期大学の教育理念や教育目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。

### ○高等学校の教育課程を幅広く修得している人

学科によっては、より深い修得を求める場合もあります

### ○学びたい学科・専攻があり、そこで学修した知識・技能や態度を、地域社会で活かそうと考えている人

### ○大学教育に対する関心と意欲を持ち、大学で学ぶために、知識や技能、思考力、判断力、表現力の伸長に努めている人

### ○大学の学びを円滑に進めるため、自己の能力の向上に入学前から取組むことのできる人

### ○高等学校までに、部活動、ボランティア活動、資格・検定の取得等に、積極的に取組んだ経験のある人

本学では、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。

学位プログラム		食物科 栄養士コース				
卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) DP	教育目的	食物科栄養士コースは、食と栄養に関する専門的知識と技能の修得を通して豊かな感性や創造力を養い、地域の食生活の発展に貢献できる質の高い栄養士を養成することを目的とする				
	資質・能力	I	II	III	IV	V
		心豊かな人間力	確かな専門的知識や技能	コミュニケーション能力	課題解決能力	主体的に学ぶ力
	人材育成の到達目標	人間性と品格を備えた社会人として行動できる	栄養士に必要な基礎的・専門的な知識や技能を身につけている	栄養士の業務に必要なコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、コーチング能力を身につけている	現代の食に関わる様々な課題を発見・理解・分析し、解決に取り組むことができる	学修経験をもとに、目標とする栄養士像に近づくために自身を向上させることができる
	ベンチマーク	1 社会や身の回りのことに対する興味・関心を持ち、積極的に行動できる	栄養士の職業倫理を理解している	協働者との意思疎通ができる	食に関わる様々な課題を発見できる	学修した内容を統合できる
		2 計画性と自律性を持った行動ができる	栄養士に必要な知識・技能を身に付けている	他者に対して自分の考えを伝えることができる	食に関する課題について理解・分析ができる	目標とする栄養士像を有している
		3 節度や社会常識のある行動ができる	修得した知識・技能を体系的に理解している	対象者に正確な情報を伝達し理解させることができる	修得した知識・技能を使って課題解決に努めることができる	常に向上心を持っている
		4 他者に対する理解と共感力を持った行動ができる		対象者の自発的な行動を促すことができる		自身のキャリアをデザインできる

教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) CP	教育課程編成の方針 教育課程実施の方針 評価の方法	1 社会人としての教養（基礎知識）を高めるために、全学必修の「茶道文化」「社会人入門」を配置する。 他者を理解し、尊重することができる社会性を養うために学科の専門科目内のグループワーク型授業を配置する	
		2 栄養士に必要な専門知識を習得するために栄養士養成規定科目を配置する	
		3 栄養士の業務に必要なコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、コーチング能力を高めるために、「給食の運営」、「栄養の指導」に関する科目を配置する	
		4 食と健康、食とスポーツ、食とライフステージに関する課題解決能力を高めるために「栄養の指導」、「スポーツ栄養」、「栄養と健康」に関する科目を配置する	
5 学修体験を統合するために、「総合演習」、「栄養士実務技術演習」を配置する  さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。			
教育内容・教育方法・学習方法については以下の通り定めます。  (1) 教育内容 栄養士法施行規則を遵守し、教養科目や食と栄養に関する専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。  (2) 教育方法・学修方法 学期（セメスター）毎に、講義、演習、実習を適切に配置し、グループワーク、学外実習、ケースメソッドなどのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。 学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。			
評価については以下の通り定めます。  (3) 評価（アセスメント） 食物科栄養士コースの卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価や学外実習の自己評価と他者評価を用い、学位プログラムのレベルでは、栄養士実力認定試験や学外実習の外部評価を用い、多面的で総合的な評価（アセスメント）を行います。  評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、食物科栄養士コースの教育の質を担保します。 学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。			
(アドミッション・シヨン・ポリシー) AP	求める学生像	食物科栄養士コースの卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。  1 心豊かな人間をめざし、主体的に学ぶ意欲のある人 2 食と栄養に関心があり、科学的思考ができる人 3 地域の課題に興味を持ち、その発展に貢献したい人 4 多様な人と協働して学ぶことができる人 5 栄養士として活躍したい人  食物科栄養士コースでは、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。	

学位プログラム		食物科 製菓コース				
卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) DP	教育目的	食物に関する専門的知識と製菓技術の習得を通して、豊かな感性や想像力を養い、地域の公衆衛生の向上に貢献できる質の高い製菓衛生師を養成することを目的とする				
	資質・能力	I	II	III	IV	V
		心豊かな人間力	確かな専門的知識や技能	コミュニケーション能力	課題解決能力	主体的に学ぶ力
	人材育成の到達目標	人間性と品格を備えた社会人として行動できる	製菓製造に関する専門的知識や技能を身につけ、安定した菓子製造に使えるよう包括的な理解ができる	製菓製造の場面での自分の役割を理解し、協働作業ができる	専門的知識・技能を応用し、課題解決のためのアイデアを構想し、実行できる	菓子製造に関する学修体験をもとに、自己のキャリアを主体的にデザインすることができる
	ベンチマーク	1	社会や身の回りのこと興味・関心を持ち、積極的に行動できる	衛生に関わる分野から、製菓衛生師としての衛生観念に関する知識を身につけている	スムーズな協働作業ができるよう、他者を理解し、意見を受け入れながら、自らの考えを的確に伝えることができる	食物アレルギーへの対応など目的や条件に応じた菓子について考え、製造ができる
		2	計画性と自律性を持った行動ができる	菓子製造に関する分野から、食品の特徴及び製菓理論・実技を身につけている	顧客に対し必要な情報を入手できるよう、他者の要望を聴き取る能力を身につけている	顧客ニーズに対応する知識をもとに質の高い接客ができる
		3	公共の場で、節度や社会常識のある行動ができる	専門的知識や技能を体系的につなぎ、安定した品質の菓子の製造ができる		食材に関する知識を身につけ、原価率を踏まえた効率の良い製造法を考え、実践することができる
		4	他者に対する理解と共感力を持った行動ができる			製菓に関する知識、ラッピング技術、接客マナーなど菓子販売に関する知識や技能の修得に努めることができる

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）CP	教育課程編成の方針	1 基礎的な学力を身につけ、社会の出来事に興味を持ち積極的に学び続けるために、「茶道文化」、「社会人基礎入門」などを配置する
		2 製菓製造に関わる専門的知識を身につけ、安定した菓子製造に使える包括的な理解ができるために、「食品衛生学」、「製菓理論」をはじめとする製菓衛生師専門関連科目を配置する
		3 製菓製造の場面での自分の役割を理解し、協動作業ができるために、「製菓実習」、「調理実習」などを配置する
		4 専門的知識・技能を応用し、課題解決のためのアイデアを構想し、実行できるために「製菓店経営概論」、「総合演習」、「ビジネスマナー」などを配置する
		5 菓子製造に関する学修体験をもとに、自己のキャリアを主体的にデザインすることができるため「製菓実践演習」、「カフェ学」、「総合演習」などを配置する
		さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。
	教育課程実施の方針	教育内容・教育方法・学習方法については以下の通り定めます。 (1) 教育内容 製菓衛生師法施行規則を遵守し、教養科目や製菓に関する専門的知識と技術の専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。
		(2) 教育方法・学修方法 学期（セメスター）毎に、講義、演習、実習、実験を適切に配置し、実務家教員による実技指導やトータルコーディネイト科目、学内外の実習体験などのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。 学生の学び（学修成果）の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。
	評価の方法	評価については以下の通り定めます。 (3) 評価（アセスメント） 食学科製菓コースの卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとしてセメスターごとの製菓実技試験や学園祭と卒業前のデザートブッフェの自己評価と他者評価、長崎県製菓衛生師試験を用い、学位プログラムのレベルでは、インターンシップ先の他者評価や製菓衛生師国家試験の成果を用い、多面的で総合的な評価（アセスメント）を行います。 評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、食学科製菓コースの教育の質を担保します。 学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。
(アドミッショントークン・入学者受入れの方針) AP	求める学生像	食学科製菓コースの卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。
		1 食を通して、地域社会に貢献したいという意欲のある人
		2 製菓に興味を持ち、主体的に知識や技能を学ぼうとする意欲のある人
		3 心身ともに健康で、身の回りの衛生管理ができる人
		4 周囲に配慮し、協調できる人
		5 高等学校までに部活動、ボランティア活動、専門教科に関する資格・検定の資格取得に取り組んだ人
		食学科製菓コースでは、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。

学位プログラム		保育学科 保育専攻				
卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) DP	教育目的	保育に必要な知識や技能の習得を通して、心豊かな人間力を養い、地域の保育の発展と向上に貢献できる人材を育成することを保育学科保育専攻の目的としています。				
	資質・能力	I	II	III	IV	V
		心豊かな人間力	専門的知識や技能	コミュニケーション能力	課題解決能力	主体的に学ぶ力
	人材育成の到達目標	人間性と品格を備えた社会人として行動できる	保育に関する専門的知識・技能を修得し、体系的な理解ができる	保育の対象を理解し、保育にかかわる様々な人々と協働する力を身に付けている	保育に関する専門的知識・技能を応用し、様々な課題を解決する保育実践力を身に付けている	自己課題を探求し、地域の保育の発展と向上のために学び続ける力を身につける
	ベンチマーク	1 社会や身の回りのことに対する興味・関心を持ち、積極的に行動できる	学修に向けた準備に取り組むことができる	相手の置かれた状況や気持ちを理解し、共感することができる	保育の場における解決すべき課題に気づくことができる	学びの中から理想とする保育者像を描くことができる
		2 計画性と自律性を持った行動ができる	学ぶ内容に興味関心をもって、学修に取り組むことができる	個別、集団に対して親しみをもって接することができる	課題解決に必要な情報を収集し整理することができる	理想とする保育の実現に向けて、学びを振り返り課題を明確にすることができる
		3 公共の場で、節度や社会常識のある行動ができる	学修した内容を振り返り、保育者としての課題意識を持つことができる	他者の意見やアドバイスを受け入れ、柔軟に対応することができる	様々な情報を多角的に理解し、それらを分析して本質をとらえることができる	自らの課題解決に向けて、新たな知識の獲得に向けて意欲的に学ぶことができる
		4 他者に対する理解と共感力を持った行動ができる	学びを通して保育者の視点から子どもを理解することができる	自己や他者の役割を理解し、お互いに協力して物事を進めることができる	課題解決に向けて有効な解決策を構想することができる	自らの保育観を確立するために、常に学ぼうという視点を持ち、自己の成長に生かすことができる
		5 知識・技能を活用して見通しをもって計画・立案することできる	知識・技能を活用して見通しをもって計画・立案することできる		課題解決策によって保育の実践ができる	

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）CP	教育課程編成の方針	1 大学教育の学びの基礎を養うために、基礎教育科目を配置する
		2 保育・教育の本質と目的、保育の内容と方法に関する科目を配置する
		3 保育の対象の理解、他者との協力や理解を深めるための科目を配置する
		4 保育者としての課題解決能力を養うために、保育に関する科目や実習等の科目を配置する
5 保育者としての問題解決能力や総合力を養うために、保育に関する科目や総合演習を配置する		さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています
（アドミッション・選択方針）AP	評価の方法	教育内容・教育方法・学習方法については以下の通り定めます。
		(1) 教育内容 児童福祉法施行規則ならびに教育職員免許法施行規則を遵守し、教養科目や保育に関する専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。
		(2) 教育方法・学修方法 学期（セメスター）毎に、講義、演習、実習、実技を適切に配置し、実務家教員による授業、反転授業、フィールドワークなどのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。 学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。
		評価については以下の通り定めます。 (3) 評価（アセスメント） 保育学科保育専攻の卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとして学外実習の自己評価と他者評価や「保育実践演習」の振り返りシート、履修カルテ等の自己評価を用い、学位プログラムのレベルでは、学外実習や卒業研究発表会等の外部評価を用い、多面的で総合的な評価（アセスメント）を行います。 評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、保育学科保育専攻の教育の質を担保します。 学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。
（アドミッション・選択方針）AP	求める学生像	保育学科保育専攻の卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。
		1 高等学校での教育課程を幅広く修得している人
		2 子どもの養護と教育に関心を持ち、思考力、判断力、表現力の伸長に努力できる人
		3 豊かな感性と人間力の伸長に努め、他者と協力して学ぶことができる人
		4 子どもを取り巻く環境に関心を持ち、地域の発展に貢献しようと努力できる人
		5 子どもに関心を持ち、真摯な姿勢で学ぶことができる人
		保育学科保育専攻では、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。

学位プログラム		保育学科 介護福祉専攻					
卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) DP	教育目的	介護を必要とする人の生活を大切にし、自立を支える介護福祉の専門的な知識や技能を備えた介護福祉士の養成を目的としています。					
	資質・能力	I	II	III	IV	V	
		心豊かな人間力	確かな専門的知識や技能	コミュニケーション能力	課題解決能力(実践力)	主体的に学ぶ力	
	人材育成の到達目標	人間性と品格を備えた社会人として行動できる。	介護福祉の専門的な知識と技能を修得し、体系的な理解ができる。	介護が必要な人や家族、職場の同僚や上司、他の専門職および地域の人とコミュニケーションを取ることができる。	専門的な知識や技能を用いて課題を解決し、自立を支える介護を実践できる。	介護福祉士としての使命感をもって、介護を実践し学び続ける態度を身につけている。	
	ベンチマーク	1	社会や身の回りのことに対する興味・関心を持ち、積極的に行動できる。	基礎的な介護の知識・技能を修得している。	円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につけている。	介護が必要な人と家族のニーズを把握し、課題を発見することができる。	自ら考えて、介護の課題に取り組み続けることができる。
		2	計画性と自律性を持った行動ができる。	介護が必要な人の生活を把握することができる。	相手の立場に立て、受容・傾聴・共感することができる。	報告・連絡・相談を実践できる。	尊厳を支える介護を常に意識し、実践する意欲をもっている。
		3	公共の場で、節度や社会常識のある行動ができる。	介護実践の根柢を理解できる。	的確な記録・記述の方法を身につけている。	介護が必要な人の潜在能力を活用する意義について理解できる。	介護保険法や障害者総合支援法などの制度の変化について学び続けられる。
		4	他者に対する理解と共感力を持った行動ができる。	介護が必要な人の意欲を引き出し、自己決定を支えることができる。	利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働のアプローチの必要性を理解できる。	多職種の役割を理解し、チームに参画できる。	人権擁護の視点など介護福祉士としての職業倫理を尊重し続けることができる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）CP	教育課程編成の方針	1 人間力を養うため、「茶道文化」「社会人基礎入門」をはじめとした基礎科目、「人間の尊厳と自立」「人間関係とコミュニケーション」「介護の基本」などの専門科目を配置する。
		2 専門的知識と技能を養うため、介護の領域として「介護の基本」「生活支援技術」など、こころとからだのしきみの領域として「こころとからだのしきみ」「医療的ケア」など、人間と社会の領域として「社会の理解」など、順次性と系統性を考慮しながら配置する。
		3 コミュニケーション能力を養うため、基礎的な知識の習得を目指して「コミュニケーション技術」を配置する。また、コミュニケーション能力を発揮する機会として「介護実習」を配置する。
（アドミッショング・ポリシー）AP	教育課程実施の方針	4 課題解決能力を養うため、「介護過程」を配置し、「介護の基本」「生活支援技術」といった知識と技能の習得に関する科目と「介護実習」をつなぐ。
		5 主体的に学ぶ力を養うため、実習前後の準備と事例研究の作成を行う「介護総合演習」と59日間の「介護実習」を配置する。
		さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。
（アドミッショング・ポリシー）AP	評価の方法	教育内容・教育方法・学習方法については以下の通り定めます。
		(1) 教育内容 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則を遵守し、教養科目や介護福祉に関する専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。
		(2) 教育方法・学修方法 学期（セメスター）毎に、講義、演習、実習を適切に配置し、グループワーク、ケースメソッドおよび、学習段階により実習場所・目的・期間が適宜構成された介護実習などのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。 学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。
（アドミッショング・ポリシー）AP	求める学生像	評価については以下の通り定めます。
		(3) 評価（アセスメント） 保育学科介護福祉専攻の卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとして介護実習の自己評価と他人者評価やケースレポート発表会の自己評価と他者評価を用い、学位プログラムのレベルでは、介護実習とケースレポート発表会の外部評価や卒業時共通試験および介護福祉士国家試験を用い、多面的で総合的な評価（アセスメント）を行います。
		評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、保育学科介護福祉専攻の教育の質を担保します。 学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。
（アドミッショング・ポリシー）AP		保育学科介護福祉専攻の卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。
		1 高等学校の教育課程を幅広く修得し、人に対する思いやりや関心が高い人
		2 介護福祉に関する知識や技能を学びたいという積極的な意欲をもっている人
（アドミッショング・ポリシー）AP		3 これまで部活動やボランティア活動などに積極的に取り組んだ経験がある人
		4 自己の能力の向上に入学前から取り組む意欲がある人
		5 介護福祉士として地域・社会に貢献したいと考えている人
（アドミッショング・ポリシー）AP		保育学科介護福祉専攻では、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。

学位プログラム		国際コミュニケーション学科				
卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）DP	教育目的	実用的な外国語能力を使い多様な人々とコミュニケーションをとる能力を身につけ、地域社会で必要とされ、生き抜いていくための様々な力を身につけた人材を養成することを目的とする				
	資質・能力	I	II	III	IV	V
		心豊かな人間力	専門的知識や技能	コミュニケーション能力	課題解決能力	キャリアデザイン力
	人材育成の到達目標	人間性と品格を備えた社会人として行動できる。	確かな語学力と文化理解力に基づいたコミュニケーション力を持っている	コミュニケーション力とグローバルな視点によって多様な人々と積極的に交流することができる	専門的知識や技能を適切に用いて実践的な課題の解決に取組むことができる	(2年間の)学修成果を活用したキャリアデザインに取組むことができる
	ベンチマーク	1 社会や身の回りのこと興味・関心を持ち、積極的行動できる。	英語または日本語を流ちょうに使いこなし、広くコミュニケーションを取ることができる	多様な人々と協働して学ぼうとする意識を持つことができる	現実の課題を適切に発見することができる	自己について理解し、説明することができる
		2 計画性と自律性を持った行動ができる。	中国語や韓国語を使い、日常的なコミュニケーションを取ることができる	さまざまな交流を通して、自分自身に与えられた役割を知り、果たすことができる	専門的知識や技術に基づいた思考・判断を用いて現実の課題に対応できる	職業観を形成し、職場で求められる知識や態度を身にしている
		3 公共の場で、節度や社会常識のある行動ができる。	自国の文化を理解し、説明することができる	グローバル（グローバル+ローカル）な視点による多面的な思考ができる	国内外の諸活動で培った幅広い知識と経験を用いて、課題解決に取組むことができる	学修した内容をまとめて説明することができる
		4 他者に対する理解と共感を持った行動ができる。	他国の文化を理解し、知識として身につけていく		多様な学外体験学習の中で発見した課題に関する分析的な考察を行い、課題解決に取組むことができる	自分自身のキャリアを主体的にデザインすることができる
		5 	自国と他国の文化の比較を通して、グローバルな視点を身につけている			

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）CP	教育課程編成の方針	1 豊かな人間力を養うために、全学必修の「茶道文化」「社会人基礎入門」をはじめとする基礎科目、学科の専門科目内でのグループワーク型授業、地域をフィールドに展開する「Awesome Sasebo! Project」関連科目を配置する
		2 専門的知識や技能を育むため、語学系の講義科目・演習科目や、比較文化学系の講義科目・演習科目を、順次性と系統性に配慮しながら配置する 講義科目においても可能な限り、アクティブラーニング型の授業を展開する
		3 コミュニケーション能力を育むため、「Awesome Sasebo! Project」活動、インターンシップ、留学体験等、多様な学外体験学習の場で出会う多様な人々（学修に関するステークホルダー）との交流を促進する機会を設ける
（アドミッション・選択・評議）AP	教育課程実施の方針	4 課題解決能力を育むため、（実践的な課題を発見し解決する力を高めるために）「Awesome Sasebo! Project」活動、インターンシップ、留学体験等、多様な学外体験学習の場を本学科の教育課程の中核に位置づける
		5 キャリアデザイン力を育むため、「キャリアガイダンス」、「キャリアプランニング」、「ビジネスマナー」等のキャリア関連の専門科目を適切に配置し、「卒業研究」を総まとめ科目とする
		さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。
（アドミッション・選択・評議）AP	評価の方法	教育内容・教育方法・学習方法については以下の通り定めます。  (1) 教育内容 教養科目や多様な人々とコミュニケーションをとるための専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。
		(2) 教育方法・学修方法 学期（クォーター・セメスター）毎に、講義、演習、実習を適切に配置し、グループワーク、地域をフィールドに展開するAwesome Sasebo! Project、インターンシップ、留学、サービスラーニングなどのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。 学生の学び（学修成果）の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。
		評価については以下の通り定めます。  (3) 評価（アセスメント） 国際コミュニケーション学科の卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとして語学検定やオーサムサセボの成果発表に関する自己評価と他者評価等を用い、学位プログラムのレベルでは、インターンシップ先と留学先の外部評価やAwesome Sasebo! Projectの成果発表に関する外部評価等を用い、多面的で総合的な評価（アセスメント）を行います。  評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、国際コミュニケーション学科の教育の質を担保します。 学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。
（アドミッション・選択・評議）AP	求める学生像	国際コミュニケーション学科の卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。
		1 高等学校の教育課程を幅広く修得している人
		2 これまで、外国語の修得（検定・資格）に積極的に取り組んだ人
		3 英語やアジアの言語に興味関心があり、言語コミュニケーション力を高める意欲のある人
		4 これまでに、地域活動に積極的に取り組んだ経験があり、また学修した知識や技能を地域社会で活かすことに意欲のある人
		5 自立するための職業的知識や専門的スキルを身につけることに意欲のある人
		国際コミュニケーション学科では、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。

学位プログラム		専攻科 保育専攻				
修了認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) DP	教育目的	専攻科保育専攻は、短期大学における一般的及び専門的教養の基盤の上に立ち、さらに、保育の専攻分野について深い学識と研究能力を培うことを目的とします。				
	資質・能力	I	II	III	IV	
		知識・専門技術・理解 (文化、社会、自然、等)	汎用的技能 (コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力等)	態度・志向性 (自己管理力、チームワーク、倫理観、社会的責任等)	総合的な学習経験と創造的思考力	
	人材育成の到達目標	豊かで幅広い教養を身に付けています。保育に関する専門的知識・技術を修得し、子どもを取り巻く環境を社会認識によってとらえ正しく理解している。	保育の様々な場面で問題を多角的かつ根源的に理解・分析し、解決していく力を身につけている。	地域の発展・向上に寄与する使命感を持ち、協働の意識とマナーを身につけ、保育の現場を支えることができる。	体系的な学習と現場での経験を保育実践力として総合し、保育の様々な課題を探究し続ける思考を持っている。	
	ベンチマーク	1	豊かで幅広い教養を身に付けています	保育の様々な場面で問題を多角的に理解することができる	地域の発展・向上に寄与する使命感を持っている	専門的な保育の学習が体系的に構築されている
		2	保育に関する専門的知識を修得している	保育の様々な場面で問題を根源的に理解することができる	他者に対する理解と共感力を持った行動ができる	保育理論が現場経験によって保育実践力として総合されている
		3	保育に関する専門的技術を修得している	保育の問題を科学的に分析することができる	自律性を持ち、社会常識のある行動ができる	保育の作用・効果を認識し、保育を創造的に考えることができる
		4	子どもを取り巻く環境を社会認識によってとらえ正しく理解している	保育の問題を養護的・教育的に解決することができる	自らの役割と責任を認識し、保育の現場を支えることができる	保育の課題について研究した内容を、適切な方法で社会に伝達することができる

教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) CP	教育課程編成の方針	1 保育現場において活用する語学とPC操作の科目を配置する。 保育職の意義、保育の基礎理論、幼児の理解および幼児の活動を支援する方法に関する科目を配置する	
		2 保育実践力を培うための科目を配置する	
		3 幼児を取り巻く社会状況の認識や精神文化についての科目を配置する	
教育課程実施の方針		4 課題探求と総合的保育力を向上させるための科目を配置する	
		さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。	
		教育内容・教育方法・学習方法については以下の通り定めます。  (1) 教育内容 教育職員免許法施行規則を遵守し、教養科目や保育に関する専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。  (2) 教育方法・学修方法 学期（セメスター）毎に、講義、演習を適切に配置し、保育ならびに教育機関等の実地視察、保育インターンシップを支援する授業、実務家教員による授業などを取り入れたアクティブラーニング型授業の展開に努めます。 学生の学び（学修成果）の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。	
(アドミッショントリニティ受入れの方針) AP	評価の方法	評価については以下の通り定めます。  (3) 評価（アセスメント） 専攻科保育専攻の修了認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとしてインターンシップ記録を基にした自己評価、学位授与機構による学位認定審査を用い、学位プログラムのレベルでは、修了研究発表会の外部評価、学位授与機構による教育の実施状況等の審査等を用い、多面的で総合的な評価（アセスメント）を行います。  評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、専攻科保育専攻の教育の質を担保します。 学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。	
		専攻科保育専攻の修了認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求める  1 幼稚園教諭二種免許状取得に係る課程を幅広く修得している人 2 保育職業人としての、知識や技能、思考力、判断力、表現力の伸長に努めている人 3 保育職の社会的役割の重要性を認識し、温かい人間関係を築くことができる人 4 保育の課題について自ら考え、学び続けることができる人  専攻科保育専攻では、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。	



# 学園讃歌

安部芳雄 作詞

菅沼義重 作曲

ししまやふかく 世をおおい あゆみやあわく 地にふるう  
 つるぎのおとの こえたえて あらしのあとに ゆうまぐれ  
 きかずやみ んなみそ らーたかく  
 ゆめよび さます かねなりぬ

1. ししまや深く 世をおおい  
 あゆみやあわく 地にふるう  
 つるぎの音の 声たえて  
 あらしのあとに 夕まぐれ  
 聞かずや 南空たかく  
 夢よびさます 鐘なりぬ

2. 群れつ崎辺の丘行けば  
 人住む家は はるかなり  
 潮の香ゆるく 流れきて  
 山々近く 語らいぬ  
 ああ天地の ひめごとを  
 聞きては消えぬ うれいかな

3. つどえる子等の ほほあかく  
 つどえる子等の まゆ高し  
はくろ白露の草を ふみしめて  
 清らの道を 今ぞ行く  
 見ずやわれらが よそおいを  
 胸にとまれる 一の蝶

4. 友よ思いを ふこうせん  
 友よ契りを かとうせん  
 永遠の光の みなぎりて  
 若き命の たぎる今日  
 いざ うたわなん おどらなん  
 いざ うたわなん おどらなん

## 目 次

短期大学沿革史	4
長崎短期大学学則	7
教 育 課 程	23
試 驗 規 定	24
食 物 科 (栄養士コース)	26
食 物 科 (製菓コース)	31
保 育 学 科 (保育専攻)	35
保 育 学 科 (介護福祉専攻)	46
国際コミュニケーション学科	50
専 攻 科 (保育専攻)	53
教 職 課 程	55
教育職員免許状取得のための履修規定	56
履 修 要 約	57
学 生 生 活	61
学 生 生 活 要 約	62

長崎短期大学大学学友会会則	68
諸 願 届 手 続	73
事 務 室 関 係	74
諸 願 届 手 続	77
施 設 利 用 規 定	79
図 書 館 利 用 規 定	80
コンピュータ室利用規定	82
こ ん な と き ど う す る	83
長崎短期大学キャンパスマップ ～N.J.C. INFORMATION～	85～86
学 園 組 織 図	87

# 短期大学沿革史

## 一 名称及び所在地

名称 長崎短期大学

所在地 〒858-0925 長崎県佐世保市椎木町600番（電話 0956-47-5566代）

## 二 沿革史

設置者 学校法人 九州文化学園

昭和20.11.30 九州文化学院設立申請（高女卒2年課程）

校舎 大黒町元海軍工廠工員宿舎

昭和20.12.15 第1回九州文化学院入学式

昭和21.4.20 選科併設（洋裁・英文・家政科・高女卒1年課程）

昭和22.2.28 九州女子専門学校昇格認可（国文科・英文科・経済科）

昭和22.5.5 九州文化学院廃校認可

昭和23.1.30 九州女子専門学校付属中学校設立認可

昭和23.9.11 矢岳町無番地へ学校移転

昭和24.4.10 旧中学校・高等女学校教員無試験検定許可

昭和24.8.3 九州女子専門学校を佐世保専門学校と名称変更申請

昭和25.2.2 改名許可

昭和25.12.25 九州文化学園高等学校設置認可申請

昭和26.3.24 同上設置認可

昭和26.4.1 佐世保専門学校を商科短大へ移行

昭和40.9.30 九州文化学園短期大学設置認可申請

昭和41.3.18 同上設置認可

昭和41.3.22 中学校教諭二級普通免許状（家庭）授与資格取得課程へ認定さる

昭和41.3.30 栄養士養成施設として指定を受ける

昭和41.4.1 九州文化学園短期大学開設 初代学長 安部芳雄就任

昭和41.4.1 食学科（定員80名）開設

昭和41.4.15 食学科第1回入学式

昭和42.4.1 食学科入学定員を100名に変更

昭和43.3.15 九州文化学園短期大学食学科第1回卒業式

昭和47.3.30 九州文化学園短期大学幼児教育学科設置認可

昭和47.3.31 幼稚園教諭二級普通免許状授与資格取得課程へ認定さる

昭和47.3.31 保母養成校の指定を受ける

昭和47.4.1 幼児教育学科（定員50名）開設

昭和47.4.15 幼児教育学科第1回入学式

昭和49.3.15 幼児教育学科第1回卒業式

昭和53.2.6 第2代学長 安部直樹就任

昭和60.3.20 短期大学校舎新築竣工（本館、芸術棟、ラウンジ）5,448.67m<sup>2</sup>

昭和60.4.1 長崎短期大学と名称変更

昭和60. 4. 1	大学位置変更（佐世保市椎木町600番）
昭和63. 12. 10	専攻科福祉専攻棟新築竣工 325.01m <sup>2</sup>
昭和63. 12. 22	英語科設置認可
平成元. 1. 11	専攻科福祉専攻設置認可
平成元. 2. 20	英語科棟新築竣工 910.83m <sup>2</sup>
平成元. 4. 1	英語科開設（定員80名）
平成元. 4. 1	専攻科福祉専攻開設（定員20名）
平成元. 4. 1	食物科入学定員を80名に変更
平成元. 4. 8	英語科第1回及び幼児教育学科専攻科福祉専攻第1回入学式
平成 3. 3. 15	専攻科福祉専攻第1回卒業式
平成 3. 3. 26	中学校二種免許状（英語）授与資格取得課程が認定される
平成 3. 2. 9	白蝶旗（長崎短大旗）制定
平成 3. 3. 15	英語科第1回卒業式
平成 3. 9. 30	期間付（平成4年度～平成11年度）入学定員変更認可申請
平成 3. 10. 11	多目的ホール（体育館）及び教養棟建設着工
平成 3. 12. 20	期間付入学定員変更認可
平成 4. 2. 28	多目的ホール（体育館）1,513.78m <sup>2</sup> 及び渡廊下138.411m新築竣工
平成 4. 3. 31	教養棟新築竣工440.99m <sup>2</sup> ラウンジ増設竣工149.88m <sup>2</sup>
平成 4. 4. 1	食物科定員130名及び英語科150名へ 入学定員変更
平成 7. 4. 1	専攻科英語専攻開設（定員20名 2年）
平成 8. 4. 1	専攻科食物栄養専攻開設（学位授与機構認定 定員10名 2年）
平成12. 3. 31	長崎短期大学専攻科 英語専攻廃止
平成12. 4. 1	長崎短期大学食物科入学定員を120名に、英語科入学定員を100名に変更
平成12. 4. 1	長崎短期大学幼児教育学科を保育学科に名称変更
平成12. 4. 1	長崎短期大学保育学科入学定員を80名に変更
平成14. 4. 1	男女共学制とし、食物科を製菓衛生師・調理師養成課程へ変更 入学定員を40名（製菓コース10名・調理コース30名）に変更
平成15. 4. 1	長崎短期大学食物科入学定員を70名（製菓コース40名・調理コース30名）に変更 長崎短期大学英語科入学定員を70名に変更 長崎短期大学専攻科食物栄養専攻学生募集停止
平成17. 3. 31	長崎短期大学専攻科食物栄養専攻廃止
平成17. 4. 1	長崎短期大学保育学科入学定員を100名に変更
平成18. 3. 23	財団法人短期大学基準協会による平成17年度第三者評価機関別評価に適格認定
平成18. 4. 1	第3代学長 安部恵美子就任
平成18. 8. 4	文部科学省による平成18年度特色ある大学教育支援プログラムに「地域文化継承を核にした現代教養教育の展開」が採択
平成20. 4. 1	専攻科保育専攻開設（学位授与機構認定・定員10名 2年）
平成21. 4. 1	長崎短期大学食物科入学定員を60名（製菓コース30名・調理コース30名）に変更 長崎短期大学英語科入学定員を80名に変更
平成22. 3. 31	長崎短期大学専攻科福祉専攻廃止

- 平成22. 4. 1 長崎短期大学保育学科入学定員100名を専攻分離し、長崎短期大学保育学科保育専攻（入学定員80名）、介護福祉専攻（入学定員20名）に変更
- 平成25. 4. 1 長崎県短期大学英語科を国際コミュニケーション学科に名称変更
- 平成26. 4. 1 長崎短期大学保育科保育専攻入学定員を100名に変更し、長崎短期大学国際コミュニケーション学科入学定員を60名へ変更
- 平成28. 4. 1 長崎県短期大学食物科に栄養士コース（入学定員40名）を設置  
長崎県短期大学食物科製菓コースの入学定員を20名へ変更
- 平成29. 3. 31 長崎県短期大学食物科調理コース募集停止

# 長崎短期大学 学則

# 長崎短期大学学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 長崎短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実際的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目的とする。

### (位置)

第1条の2 本学は、長崎県佐世保市椎木町600番に置く。

### (自己評価等)

第1条の3 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施、結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 職員組織

### (職員組織)

第2条 本学に、次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 職員の服務規則は、別に定める。

## 第3章 運営組織

### (運営会議)

第3条 本学に、大学運営全般に関し重要な事項を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議に関する規則は、別に定める。

### (教授会)

第4条 本学に、学校教育法に基づき、教授会を置く。

2 教授会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第4章 図書館

### (図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 学科・学生定員及び修業年限

### (学科及び学生定員)

第6条 本学において設置する学科・専攻及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	専 攻	入学定員	収容定員
食 物 科		60名	120名
保 育 学 科	保 育 専 攻	100名	200名
	介護福祉専攻	20名	40名
国際コミュニケーション学科		60名	120名

### (栄養士コース及び製菓コース)

第6条の2 食物科に栄養士コース及び製菓コースを設ける。

2 栄養士コースの学生定員は一学年40人とする。  
3 製菓コースの学生定員は一学年20人とする。  
4 栄養士コース及び製菓コースに関する規定は、別に定める。

### (学科の教育目的)

第6条の3 第6条に掲げる各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 食物科は、食物に関する専門的知識と、栄養に関する技術又は製菓技術の習得を通して、豊かな感性や創造力を養い、地域の食生活の発展と公衆衛生の向上に貢献できる質の高い人材を養成することを目的とする。
- (2) 保育学科保育専攻は、保育に必要な知識や技能の習得を通して、心豊かな人間性を養い、地域の保育の発展と向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。
- (3) 保育学科介護福祉専攻は、介護福祉に関する専門的理論や生活支援技術の習得に加え、介護実習を通じ確かな実践能力を養い、感性豊かな人間性を兼ね備えて、地域の高齢者及び障害（児）者の生活支援を担う介護福祉人材を養成することを目的とする。
- (4) 国際コミュニケーション学科は、実用的英語運用能力を使い多様な人々とコミュニケーションをとる能力を身につけ、地域社会で必要とされ、生き抜いていくための様々な力を身につけた人材を養成することを目的とする。

### (修業年限及び在学年限)

第7条 学科の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

## 第 6 章 学年・学期及び休業日

### (学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (学期及び授業期間)

第9条 学年を次の2期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

なお、国際コミュニケーション学科においては、4学期制とする。

2 授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

### (休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第 7 章 入学・退学及び休学

### (入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 特別の必要があり教育上支障がないときは、学年の中途においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

### (入学資格)

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当し、本学の入学者選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試

験に合格した者(旧規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

- (8) 本学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

**第13条** 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

**第14条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学の手続及び入学許可)

**第15条** 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人との連署の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学)

**第16条** 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に学長が入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(転学科)

**第16条の2** 学生から転学科の願い出があったときは、教授会の議を経て学長が許可をすることができる。

- 2 転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(退 学)

**第17条** 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 いったん退学した者が再入学しようとするときは、退学後2年以内に限り、選考の上これを許可することがある。

(休 学)

**第18条** 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

(休学の期間)

**第19条** 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。  
3 休学の期間は、第7条第2項の在学年限に算入しない。

(復 学)

**第20条** 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

#### (除籍)

**第21条** 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第7条第2項に定める在学期限を超えたとき。
- (2) 第19条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できないとき。
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。
- (4) 正当な理由がなく、欠席が長期にわたるとき。

## 第8章 教育課程及び履修方法等

#### (授業科目及び教育課程)

**第22条** 授業科目を、基礎教育科目、専門教育科目、専門関連科目及び教職に関する科目とし、これを各年次に配当して教育課程を編成する。

- 2 各授業科目を、必修科目及び選択科目に分ける。
- 3 開設する授業科目及び単位数等は別表第1、第2、第3、第4のとおりとする。

#### (単位の計算方法)

**第23条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。科目毎の1単位の時間は、別に定める。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業研究、卒業製作等の授業科目については、単位を付与することが適切と本学が認めた場合は単位を与えることがある。

#### (単位の授与)

**第24条** 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

- 2 試験に関する規定は、別に定める。

#### (学修の評価)

**第25条** 試験等の評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

#### (既修得単位の取扱い)

**第26条** 他の短期大学又は大学（外国の大学・短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学第一年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の単位認定は、30単位を超えない範囲で行う。
- 3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

#### (他の短期大学等における授業科目の履修等)

**第27条** 本学において、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が他の短期大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により他の短期大学等において修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本

学において修得した単位とみなすことができる。

- 3 前2項の実施に関し必要な事項については、別に定める。

(外国の短期大学等における授業科目の履修等)

第28条 本学において、教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、その外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により、学生が留学をして得た学修の成果については、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

- 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(他の短期大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第29条 第27条及び第28条の規定により、他の短期大学等又は外国の短期大学等において修得した単位について、本学において認定できる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

(外国人留学生に関する履修方法の特例)

第30条 外国人留学生が、第22条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって基礎教育科目及び専門教育科目の単位に代えることができる。

- 2 他学科の了承が得られれば、他学科履修可能科目を履修することができる。ただし、12単位を限度とする。

- 3 前項の規定は、帰国子女が第22条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

- 4 前2項の規定の実施に関して必要な事項については、別に定める。

## 第9章 卒業等

(卒業の要件)

第31条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1、第2、第3に定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

(卒業)

第32条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第33条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科	専攻	資格及び免許状の種類
食物学科		①栄養士資格 ②製菓衛生師受験資格
保育学科	保育専攻	①保育士資格 ②幼稚園教諭二種免許状
	介護福祉専攻	①介護福祉士受験資格

- 2 食物科において栄養士資格・製菓衛生師受験資格を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、栄養士法及び同法施行規則、製菓衛生師法及び同法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 3 保育学科 保育専攻において保育士の資格を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、児童福祉法及び同法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 保育学科 介護福祉専攻において介護福祉士の資格を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 第1項に掲げる教職員免許状を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

## 第10章 検定料、入学金、授業料

### (検定料等の金額)

**第34条** 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。

納付金の種別	金額	備考
検定料	27,000円	入学出願時
入学金	210,000円	入学時
授業料	680,000円	年額
教育充実費	130,000円	年額
施設拡充費	80,000円	年額

### (授業料等の納付)

**第35条** 授業料、教育充実費及び施設拡充費は、年額の2分の1ずつを、2期に分けて納付しなければならない。納期は、学期の始めとする。

2 特別の事情があると認められる者は、延納を認めことがある。

### (退学、除籍、停学の場合の授業料等)

**第36条** 学期の途中で退学又は除籍された者については、その学期分の授業料等を徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

### (休学の場合の授業料等)

**第37条** 休学を許可された者については、その学期の授業料等を徴収する。ただし、以降の学期の授業料等は徴収しない。

### (復学の場合の授業料等)

**第38条** 学期の途中において復学した者は、その学期の授業料等全額を納めなければならない。

### (学年の途中で卒業する場合の授業料等)

**第39条** 学年の途中で卒業する見込みの者は、その学期の授業料等全額を納めなければならない。

### (納付した授業料等)

**第40条** 納付した検定料、入学金及び授業料等は還付しない。

## 第11章 特別入学生 (社会人入学生、外国人留学生、科目等履修生及び聴講生)

### (社会人入学生)

**第41条** 社会人で高等学校卒業又は同等以上の学力を有し、本学に入学を志願する者がある時は、選考の上、学長が社会人入学生として入学を許可することがある。

2 社会人入学生に関し必要な事項は、別に定める。

### (外国人留学生)

**第42条** 外国人で、短期大学等において教育をうける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

### (科目等履修生及び聴講生)

**第43条** 本学の特定の授業科目を履修又は聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない範囲において、選考の上、科目等履修生又は聴講生として、学長が入学を許可することができる。

2 本学において、他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議により、当該学生に科目等履修生として学長が本学の授業科目を履修させことがある。

3 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 賞 罰

### (表彰)

**第44条** 学生として表彰に値する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

### (罰則)

**第45条** 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種別は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 素行に問題があり、指導による改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学業が著しく不振であり、卒業の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由がなく、常に出席が基準に満たず、指導による改善の見込みがないと認められるとき。
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反する行為があったとき。

## 第13章 厚生施設

### (学生寮)

**第46条** 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

## 第14章 公開講座

### (公開講座)

第47条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

## 第15章 専攻科

### (設置目的)

第48条 専攻科は、短期大学における一般的及び専門的教養の基盤の上に立ち、さらに、専攻分野についての深い学識と研究能力を培うことを目的とする。

### (設置する専攻科)

第49条 本学に専攻科を設け、次の専攻科を置く。

専攻科名
保育専攻

### (学生定員)

第50条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

専攻科名	入学定員	収容定員
保育専攻	10名	20名

### (修業年限及び在学年限)

第51条 専攻科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。

専攻科名	修業年限	在学年限
保育専攻	2年	4年

### (学年・学期・休業日)

第52条 専攻科の学年、学期及び休業日については、第8条から第10条までの規定を準用する。

### (入学時期)

第53条 専攻科の入学時期は、第11条の規定を準用する。

### (入学資格)

第54条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、第2項又は第3項に掲げる条件を満たした者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
  - (2) 専修学校専門課程のうち、文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者
  - (3) 短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 2 保育専攻については、教育職員免許法第5条の規定による幼稚園教諭二種免許状を取得した者とする。

(入学選考)

第55条 専攻科の入学者の選考は、第13条及び第14条の規定を準用する。

(入学手続)

第56条 専攻科の入学手続きは、第15条の規定を準用する。

(授業科目及び履修方法等)

第57条 専攻科の教育課程及び履修方法は、第8章の規定を準用し、開設する授業科目及びその単位数は、別表第5のとおりとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第57条の2 保育専攻の学生が職業を有している等の事情により、第51条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。(「長期履修制度」という。) その他、必要な事項は別に定める。

(単位の授与)

第58条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

2 試験に関する規定は第24条第2項の規定を準用する。

(修了要件)

第59条 専攻科の修了の要件は、第51条に定める修業年限以上在学し、次のとおりの単位を修得しなければならない。

専攻科名	単位数
保育専攻	62単位以上

2 第1項の規定による単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は修了を認定し、修了証書を授与する。

(入学検定料・入学金・授業料等)

第60条 専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。授業料等の納期は、第35条の規定を準用する。

納付金の種別	金額	備考
検定料	27,000円	入学出願時
入学金	100,000円	入学時
授業料	490,000円	年額
教育充実費	130,000円	年額
施設拡充費	80,000円	年額

(補則)

第61条 この章に定めるもののほか、専攻科の学生に関し必要な事項は、学則及び長崎短期大学学生生活要綱を準用する。

## 附 則

1. 本学則は、昭和47年4月1日から施行する。
2. 本学則は、昭和50年4月1日から施行する。
3. 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。
4. 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。
5. 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。
6. 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。
7. 本学則は、昭和56年4月1日から施行する。
8. 本学則は、昭和57年4月1日から施行する。
9. 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。
10. 本学則は、昭和59年4月1日から施行する。
11. 本学則は、昭和60年4月1日から施行する。
12. 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。
13. 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。
14. 本学則は、平成元年4月1日から施行する。
15. 本学則は、平成2年4月1日から施行する。
16. 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
17. (1) 本学則は、平成4年4月1日から施行する。  
 (2) 第2条の規定にかかわらず平成4年から平成12年度までの間、次のとおり臨時定員増をする。

年度 定員 学科	平成4年度		平成5年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科	130名	210名	130名	260名	80名	210名
英語科	150名	230名	150名	300名	80名	230名

18. 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
19. 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
20. 本学則は、平成7年4月1日から施行する。
21. 本学則は、平成8年4月1日から施行する。
22. 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
23. 本学則は、平成10年4月1日から施行する。
24. 本学則は、平成11年4月1日から施行する。
25. 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、幼児教育学科に在学する者については、改正前の規定を適用する。

(学科の名称変更に伴う改正)

26. (1) 本学則は、平成12年4月1日から施行する。  
 (2) 保育学科及び英語科の学生の定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず平成12年度にあっては、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保 育 学 科	80名	130名
英 語 学 科	50名	130名

(保育学科及び英語科の収容定員の変更に伴う改正)

27. (1) 本学則は、平成12年4月1日から施行する。  
 (2) 第2条、附則17及び附則26に規定する学生定員は、平成12年度から平成17年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学科	平成12年度		平成13年度～平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食 物 科	120名	250名	120名	240名	80名	200名
英 語 科	100名	250名	100名	200名	50名	150名

(臨時の定員の延長及び変更に伴う改正)

28. 本学則は、平成12年4月1日から施行する。 (専攻科英語専攻の廃止に伴う改正)  
 29. 本学則は、平成12年4月1日から施行する。  
 (第1条の2 自己評価等の条文化、第8条中等教育学校卒業者の入学資格追加、第22条～25条単位互換及び短期大学又は大学以外の教育施設等における単位認定の拡大、第29条第2項資格取得に関する条文化、第30条、31条、62条授業料等の改定、第56条、専門学校専門課程卒業者への入学資格追加、及び別表第1、第2、第3、第4、第5、第7、の教育課程等の一部変更に伴う改正)

30. 本学則は、平成13年4月1日から施行する。  
 (第1条 男女共学制移行に伴う改正、第30条、31条、62条授業料等の改定、及び別表第1～第2教育課程の一部変更に伴う改正)  
 31. (1) 本学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規程は平成14年度入学者から適用する。  
 (2) 食物科の学生定員は、第2条及び付則第27の規定にかかわらず、平成14年度以降は、次の表に掲げるとおりとする。

学科	平成14年度		平成15年度以降	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食 物 科	40名	160名	40名	80名

(食物科の改編に伴い、食物科の学生定員第2条及び教育課程第18条5項別表第1項の一部変更に伴う改正)

32. (1) 本学則は、平成15年4月1日から施行する。  
 (2) 食物科及び英語科の学生定員は第2条及び付則第27の規定にかかわらず、平成15年度にあっては、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
食 物 科	70名	110名
英 語 科	70名	170名

(食物科の入学定員の増及び英語科の臨時的定員の恒常的定員化に伴う改正)

33. 本学則は、平成16年4月1日から施行する。

(食物科及び英語科の開設授業科目の変更)

34. (1) 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

(保育学科の入学定員の増に伴う改正及び専攻科食物栄養専攻並びに食物科教職課程の廃止に伴う改正)

(2) 保育学科の学生定員は第2条の規定にかかわらず、平成17年度においては、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保 育 学 科	100名	180名

35. 本学則は、平成18年2月15日から施行する。

36. 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

37. 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

38. 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

(専攻科(保育専攻)の設置に伴う改正)

39. 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

(英語科の教育課程変更に伴う改正)

40. (1) 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 食物科及び英語科の学生定員は第6条の規定にかかわらず、平成21年度にあっては、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
食 物 科	60名	130名
英 語 科	80名	150名

41. 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

42. 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

43. (1) 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

(第1条、第6条の3、第33条の改正、別表第1、第2の1、第3の教育課程等の一部変更、及び別表第5-2の削除に伴う改正)

(2) 第22条第5項別表第1に規定する食物科の教育課程は、平成22年度入学者から適用する。

44. 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

(英語科の学科名称の変更に伴う改正)

(食物科の教育課程変更に伴う改正)

45. (1) 本学則は、平成26年4月1日から施行する。  
(保育学科保育専攻の教育課程変更に伴う改正)  
(保育学科介護福祉専攻の教育課程変更に伴う改正)  
(入学検定料の変更に伴う改正)  
(2) 保育学科保育専攻及び国際コミュニケーション学科の学生定員は第6条の規定にかかわらず、平成26年度にあっては、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保育学科保育専攻	100名	180名
国際コミュニケーション学科	60名	140名

46. 本学則は、平成27年4月1日から施行する。
47. (1) 本学則は、平成28年4月1日から施行する。  
(運営組織の改定)  
(授業料の改定)  
(調理コースから栄養士コースへの変更)  
(製菓コースの教育課程変更に伴う改正)  
(国際コミュニケーション学科の学期および教育課程の変更に伴う改正)  
(2) 学則第34条の規定は平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の規定による。
48. (1) 本学則は、平成29年4月1日から施行する。  
(全学科の教育課程変更に伴う改正)



# 教 育 課 程

## 試験規定(第24条第2項関係)

### (趣旨)

**第1条** 長崎短期大学における試験については、長崎短期大学学則に定めるもののほか、必要事項はこの規程に定める。

### (受験資格)

**第2条** 試験を受けることができる科目は、当該年度に履修登録した科目でなければならない。ただし、認定試験はこの限りでない。

2 受験者は、当該科目の全授業回数の3分の2以上出席していなければならない。

3 授業料等の学納金が完納していなければならない。

### (定期試験)

**第3条** 定期試験は、学期末に公示される試験時間割により、学年暦に定められた期間に行う試験とする。

2 試験時間割は定期試験実施の2週間前に発表する。

3 通年科目の試験は後期末に実施する。ただし、学習状況を確認するために、前期末に試験を行うことができる。

### (追試験)

**第4条** 追試験は、病気、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった科目に対して所定の期間に行う試験とする。

2 追試験の受験希望者は、所定の期日までに別紙様式1による追・再試験受験願に受験料500円を添えて事務室に提出しなければならない。

3 前項の追・再試験受験願には、その理由を証明する証憑書類等を添付しなければならない。

### (再試験)

**第5条** 再試験は、定期試験の成績が不合格となった科目に対して所定の期間に行う試験とする。

2 再試験の受験希望者は、所定の期日までに別紙様式1による追・再試験受験願に受験料1,000円を添えて事務室に提出しなければならない。

3 再試験は、60点以上を合格とし、合格の場合の評価は一律「可」とする。

### (再々試験)

**第6条** 再々試験は、再試験の成績が不合格となった科目に対して行う試験とする。

2 再々試験の受験希望者は、所定の期日までに別紙様式2による再々試験受験願に受験料1,500円を添えて事務室に提出しなければならない。

3 認定試験は、60点以上を合格とし、合格の場合の評価は一律「可」とする。

4 再々試験結果は年度内（2年生においては成績会議まで）に発表することとする。

### (成績評価)

**第7条** 履修科目の成績は、学則第25条により、秀、優、良、可、不可、無効の評語および素点をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

2 成績評価は次の基準による。

- (1) 秀 100点から90点まで
- (2) 優 89点から80点まで
- (3) 良 79点から70点まで
- (4) 可 69点から60点まで
- (5) 不可 59点以下
- (6) 無効 出席不良、受験放棄、不正行為

(試験についての心得)

第 8 条 受験者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 試験中は必ず学生証を机上に置かなければならぬ。学生証を忘れた者は、事務室で仮学生証の交付を受け、提示しなければならぬ。
- (2) 受験中に不正行為があった場合、当該科目の得点は無効とし、学則第45条に基づき懲戒する。
- (3) 試験を実施する授業において、授業開始後15分以上遅刻した者は当該科目の定期試験受験資格を喪失する。
- (4) 試験時間は60分とし、試験開始後30分を経過するまでは退室できない。

(その他)

第 9 条 定期試験の代替として課せられた、レポート・実験実習・実技・作品等（以下「レポート等」という）、または平常の成績認定の対象となるレポート等が、指定された期日までに提出、または実施されない場合、その科目は不合格とする。

2 成績評価に関する異議申し立て期間は、成績発表から一週間とする。

(事務)

第 10 条 この規定の事務は学生支援係が行う。

(改定)

第 11 条 この規定の改定は、教務委員会および運営会議の議を経て学長が行う。

#### 附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(評価基準の変更に伴う改正)

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(成績評価基準等の変更に伴う改正)

#### 附 則

この規程は、平成27年11月10日から施行する。

(成績評価基準等の変更に伴う改正)

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(成績評価基準等の変更に伴う改正)

# 食 物 科

(栄養士コース)

科 目 区 分	授 業 科 目	授業の 方 法	単位数		1 年		2 年		備 考
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	
基 础 教 育 科 目	茶 道 文 化 I (社会人基礎入門 A)	演習	1		○				
	茶 道 文 化 II	演習	1			○			
	茶 道 文 化 III	演習	1				○		
	茶 道 文 化 IV	演習	1					○	
	社会人基礎入門 B	講義	1		○				
	基 础 化 学	講義		2	○				
	心 理 学	講義		2	○				
	ビ ジ ネ ス マ ナ ー	演習		1	○				
	コンピュータ演習 I	演習		1	○				
	コンピュータ演習 II	演習		1			○		
	英語コミュニケーション I	演習		1	○				
	英語コミュニケーション II	演習		1		○			
	ス ポ ー ツ 実 習	実習	1		○				
	ス ポ ー ツ 科 学	講義	2					○	
専 門 教 育 科 目	栄 養 士 論	講義		2	○				
	栄養士実務技術演習	演習	1					○	
	公 衆 衛 生 学	講義	2					○	
	社 会 福 祉 概 論	講義	2					○	
	解 剖 生 理 学 I	講義	2		○				
	解 剖 生 理 学 II	講義	2			○			
	解 剖 生 理 学 実 習	実習	1			○			
	運 動 生 理 学	講義	2					○	
	生 化 学	講義	2		○				

科 目 区 分	授 業 科 目	授業の 方 法	単位数		1 年		2 年		備 考
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	
専 門 教 育 科 目	生 化 学 実 習	実習	1			○			
	食 品 学 I	講義	2		○				
	食 品 学 II	講義	2			○			
	食 品 学 実 習	実習	1			○			
	食 品 衛 生 学	講義	2				○		
	食 品 衛 生 学 実 習	実習	1					○	
	基 礎 栄 養 学	講義	2		○				
	応 用 栄 養 学	講義	2			○			
	応 用 栄 養 学 実 習	実習	1			○			
	臨 床 栄 養 学 総 論	講義	2		○				
	臨 床 栄 養 学 各 論	講義	2			○			
	臨 床 栄 養 学 実 習	実習	1			○			
	公 衆 栄 養 学	講義	2					○	
	栄 養 指 導 論 I	講義	2		○				
	栄 養 指 導 論 II	講義	2			○			
	栄 養 指 導 論 実 習 I	実習	1		○				
	栄 養 指 導 論 実 習 II	実習	1			○			
	給 食 経 営 管 理 論	講義	2		○				
	給 食 経 営 管 理 実 習 I	実習	1			○	○		
	給 食 経 営 管 理 実 習 II	実習	1			○			
	給 食 経 営 管 理 実 習 III	実習		1		○			
	学 外 実 習 事 前・事 後 指 導	演習	1			○			
	調 理 学	講義	2		○				
	調 理 学 実 習 I	実習	2		○				
	調 理 学 実 習 II	実習	2			○			
	調 理 学 実 習 III	実習		1			○		
	調 理 学 実 習 IV	実習		2				○	

科 目 区 分	授 業 科 目	授業の 方 法	単位数		1 年		2 年		備 考
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	
専 門 教 育 科 目	ス ポ ー ツ 栄 養 学	講 義		2		○			
	ス ポ ー ツ 栄 養 学 実 習 I	実 習		1			○		
	ス ポ ー ツ 栄 養 学 実 習 II	実 習		1				○	
	総 合 演 習 A	演 習		2	○	○			
	総 合 演 習 B	演 習		2			○	○	
合 计			60	23					

### 卒業の要件

学生が卒業するためには、短期大学に2年以上在学し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

- 一 基礎科目については、10単位以上
- 二 専門教育科目については、54単位以上

# 長崎短期大学食物科 栄養士コースに関する規定

## (趣 旨)

**第 1 条** この規定は、長崎短期大学学則第 6 条の 2 の規定に基づき、栄養士コースに関し必要な事項を定める。

## (課程の設置)

**第 2 条** 栄養士コースを、栄養士養成課程（以下「養成課程」という。）とする。

## (養成課程の目的)

**第 3 条** 養成課程は、栄養士法第 1 条に規定する栄養士の養成を目的とする。

## (学級数及び定員)

**第 4 条** 養成課程の学級数は 1 学年 1 クラスとし、定員は各学年とも 40 人とする。

## (履 修)

**第 5 条** 養成課程を履修できる者は、入学時において学長の許可を受け、かつ、食物科に在籍する者に限る。

## (授 業)

**第 6 条** 養成課程の専門教育科目の授業は、単独で行うものとする。

## (資格取得)

**第 7 条** 養成課程の在籍者は、学則に規定する卒業の要件を充足するとともに、学則別表 1 の 1 に規定する専門教育科目の必修科目及び単位をすべて修得しなければならない。

## (履修認定)

**第 8 条** 養成課程の履修の認定は、所定単位（時間）についての出席、試験、レポート、実験、実習その他による成績審査に合格した者とする。

## 附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

**栄養士養成課程の科目・単位数及び本学における必要科目対照表**

指定基準による教育内容及び単位数			本 学 開 講 授 業 科 目				
教 育 内 容	単 位 数		養成課程科目	単 位 数			
	講義又 は演習	実験又 は実習		講義又 は演習	実験又 は実習		
社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2			
			社会福祉概論	2			
人体の構造と機能	8		解剖生理学 I	2			
			解剖生理学 II	2			
			解剖生理学実習		1		
			運動生理学	2			
			生化学	2			
			生化学実習		1		
			食品学 I	2			
			食品学 II	2			
			食品学実習		1		
			食品衛生学	2			
			食品衛生学実習		1		
栄養と健康	8	10	基礎栄養学	2			
			応用栄養学	2			
			応用栄養学実習		1		
			臨床栄養学総論	2			
			臨床栄養学各論	2			
			臨床栄養学実習		1		
			公衆栄養学	2			
			栄養指導論 I	2			
			栄養指導論 II	2			
			栄養指導論実習 I		1		
栄養の指導	6		栄養指導論実習 II		1		
			給食経営管理論	2			
			給食経営管理実習 I (学内)		1		
			給食経営管理実習 II (学外)		1		
			学外実習事前・事後指導	1			
			調理学	2			
			調理学実習 I		2		
			調理学実習 II		2		
小 計	36	14	小 計	37	14		
合 計	50		合 計	51			

# 食 物 科

( 製菓コース )

科 目 区 分	授 業 科 目	授業の 方 法	単位数		1 年		2 年		備 考
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	
基 础 教 科 目	茶 道 文 化 I (社会人基礎入門B)	演習	1		○				2か国語のうちから 1か国語を必修 ※留学生は日本語I を含め1か国語を 必修
	茶 道 文 化 II	演習	1			○			
	茶 道 文 化 III	演習	1				○		
	茶 道 文 化 IV	演習	1					○	
	社会人基礎入門A (地域と大学・ASP)	講義	1		○				
	心 理 学	講義		2	○				
	社 会 福 祉 概 論	講義		2					
	コンピュータ演習 I	演習		1		○			
	コンピュータ演習 II	演習	1				○		
育 外 国 語 目	英語コミュニケーション I	演習			○				上記の外国語Iを履 修した1か国語を必 修
	フ ラ ン ス 語 I	演習	1	1	○				
	日 本 語 I	演習			○				
	英語コミュニケーションII	演習				○			
	フ ラ ン ス 語 II	演習	1	1		○			
	日 本 語 II	演習				○			
体 保 健	ス ポ ー ツ 実 習 I	実習	1		○				
専 門 教 育 科 目	衛 生 法 規	講義	2				○		
	公 衆 卫 生 学 I	講義	2		○				
	公 衆 卫 生 学 II	講義	2			○			
	公 衆 卫 生 学 III	講義	2				○		
	食 品 学	講義	4		○	○			
	栄 養 学	講義	4		○	○			

科 目 区 分	授 業 科 目	授業の 方 法	単 位 数		1 年		2 年		備 考	
			必 修	選 抹	前 期	後 期	前 期	後 期		
食 品 衛 生 学	食品衛生学概論	講義	2		○					
	食品衛生学 I	講義	2		○					
	食品衛生学 II	講義	2			○				
	食品衛生学 III	講義	2				○			
	食品衛生学 IV	講義	2					○		
	食品衛生学実験	実験	1					○		
製 菓 理 論	製菓理論 I	講義	2		○					
	製菓理論 II	講義	2			○				
	製菓理論 III	講義	2				○			
	製菓理論 IV	講義	2					○		
	製菓理論 V	講義	2					○		
製 菓 実 習	製菓実習 I	実習	4		○				基礎実習	
	製菓実習 II	実習	4			○				
	製菓実習 III	実習	4				○			
	製菓実習 IV	実習	4					○		
調 理 実 習	調理実習 I	実習		1	○				専門実習	
	調理実習 II	実習		1		○				

科 目 区 分	授 業 科 目	授業の 方 法	単 位 数		1 年		2 年		備 考
			必修	選択	前 期	後 期	前 期	後 期	
専 門 関 連 科 目	カ フ ェ 学 I	演習		2			○		
	カ フ ェ 学 II	演習		2				○	
	トータルコーディネート	演習		2				○	
合 计			66	26					

### 卒業の要件

学生が卒業するためには、短期大学に2年以上在学し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

- 一 基礎科目については、9単位以上
- 二 専門教育科目については、57単位以上

# 長崎短期大学食物科 製菓コースに関する規定

## (趣旨)

**第1条** この規定は、長崎短期大学学則第6条の2の規定に基づき、製菓コースに関し必要な事項を定める。

## (課程の設置)

**第2条** 製菓コースを、製菓衛生師養成課程（以下「養成課程」という。）とする。

## (養成課程の目的)

**第3条** 養成課程は、製菓衛生師法第1条に規定する製菓衛生師の養成を目的とする。

## (学級数及び定員)

**第4条** 養成課程の学級数は1学年1クラスとし、定員は各学年とも20人とする。

## (履修)

**第5条** 養成課程を履修できる者は、入学時において学長の許可を受け、かつ、食物科に在籍する者に限る。

## (授業)

**第6条** 養成課程の専門教育科目の授業は、単独で行うものとする。

## (資格取得)

**第7条** 養成課程の在籍者は、学則に規定する卒業の要件を充足するとともに、学則別表1の2に規定する専門教育科目の必修科目及び単位をすべて修得しなければならない。

## (履修認定)

**第8条** 養成課程の履修の認定は、所定単位（時間）についての出席、試験、レポート、実験、実習その他による成績審査に合格した者とする。

## 附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

# 保 育 学 科

(保育専攻)

科目区分	授業科目	単位	単位数		履修法	1年		2年		保育士資格	幼稚園教諭
			必修	選択		前期	後期	前期	後期		
基礎教育科目	茶道文化 I (社会人基礎入門 A)	1	1		演習	○					
	茶道文化 II	1	1		演習		○				
	茶道文化 III	1	1		演習			○			
	茶道文化 IV	1	1		演習				○		
	社会人基礎入門 B	1	1		講義	○					
	日本国憲法	2	2		講義	○					必
	女性学	2		2	講義		○				
	生物学	2		2	講義		○				
	実践国語演習	2		2	演習		○				
	英語 I	2	2		演習	○					必
	国際コミュニケーション演習 I	1		1	演習			○			
	国際コミュニケーション演習 II	1		1	演習			○			
	スポーツ科学	1	1		講義			○		必	必
保育に関する専門科目	スポーツ実習	1	1		実技			○		必	必
	コンピュータ演習	2		2	演習	○					必
	保育原理	2	2		講義	○				必	必
	教育原理	2	2		講義			○		必	必
	児童家庭福祉 I	2	2		講義	○				必	
	児童家庭福祉 II	2		2	演習		○			選	
	社会福祉	2	2		講義	○				必	
	相談援助	1	1		演習			○		必	
	社会的養護	2	2		講義		○			必	
	保育者論	2		2	講義				○	必	必
	教育方法論	2		2	講義			○		選	必
	学級経営論	2		2	講義			○		選	必
	保育の心理学 I	2	2		講義		○			必	必
	保育の心理学 II	1	1		演習				○	必	選
	臨床心理学	2		2	演習			○		選	必

科目区分	授業科目	単位	単位数		履修法	1年		2年		保育士資格	幼稚園教諭
			必修	選択		前期	後期	前期	後期		
保育に関する専門科目	子どもの保健 I a	2	2		講義	○				必	
	子どもの保健 I b	2	2		講義		○			必	
	子どもの保健 II	2	2		演習			○		必	
	子どもの食と栄養	2	2		演習		○			必	
	家庭支援論	2		2	講義				○	必	
	カリキュラム論	2	2		講義		○			必	必
	保育内容総論	2	2		演習	○				必	必
	保育内容演習 I (健康)	1		1	演習	○				選必	選A
	保育内容演習 I (表現音楽活動)	1		1	演習				○	選必	選A
	保育内容演習 I (表現造形活動)	1		1	演習			○		選必	選A
	保育内容演習 I (人間関係)	1		1	演習				○	選必	選A
	保育内容演習 I (環境)	1		1	演習			○		選必	選A
	保育内容演習 I (言葉)	1		1	演習		○			選必	選A
	乳児保育 I	2	2		演習		○			必	
	乳児保育 II	2		2	演習					選	
	障がい児保育	2		2	演習				○	必	必
	社会的養護内容	2		2	演習			○		必	選A
	保育相談支援	1		1	演習				○	必	選
	保育相談	2		2	講義			○		選	必
	総合保育技術 a 1	1		1	演習	○	○			選	選A
	総合保育技術 a 2	1		1	演習			○	○	選	選A
	総合保育技術 b 1	1		1	演習	○	○			選	選A
	総合保育技術 b 2	1		1	演習			○	○	選	選A
	総合保育技術 c 1	1		1	演習	○	○			選	選A
	総合保育技術 c 2	1		1	演習			○	○	選	選A
	保育内容演習 II (保育教材研究 a)	1		1	演習		○			選	選A
	保育内容演習 II (保育教材研究 b)	1		1	演習			○		選	選A
	保育学特別演習	1		1	演習		○			選	選
	子どもと音楽 I a (ピアノ・楽典)	1		1	演習	○				選必	選B
	子どもと音楽 I b (ピアノ・楽典)	1		1	演習		○			選必	選B

科目区分	授業科目	単位	単位数		履修法	1年		2年		保育士資格	幼稚園教諭
			必修	選択		前期	後期	前期	後期		
保育に関する専門科目	子どもと音楽Ⅱ (歌・歌唱)	1		1	演習		○			選必	選B
	子どもと音楽Ⅲa (ピアノ・楽典)	1		1	演習			○		選	選B
	子どもと音楽Ⅲb (ピアノ・楽典)	1		1	演習				○	選	選B
	子どもと造形a	1		1	演習	○				選必	選B
	子どもと造形b	1		1	演習		○			選必	選B
	子どもとリズム	1		1	演習	○				選必	選B
	子どもと運動	1		1	演習		○			選必	選B
	子どもと言語	1		1	演習	○				選必	選B
	子どもと暮らし	1		1	演習	○				選必	選B
	保育実習Ⅰ	4		4	実習		○	○		必	
	保育実習Ⅱ	2		2	実習			○		選必	
	保育実習Ⅲ	2		2	実習			○		選必	
	教育実習	4		4	実習			○		必	
	実習指導 (保育実習指導Ⅰ)	2		2	演習		○	○		必	必
卒業研究	保育実習指導Ⅱ	1		1	演習			○		選必	
	保育実習指導Ⅲ	1		1	演習			○		選必	
	保育実践演習 (教職実践演習)(幼稚園)	2		2	演習				○	必	必
	卒業研究Ⅰ	1		1	演習			○		選	
	卒業研究Ⅱ	1		1	演習				○	選	
合計		116	39	77							

#### 保育士資格取得の要件

基礎教育科目は必修科目を含め8単位以上必要、保育に関する必修科目はすべて必要、保育内容演習Ⅰ(選必)は5単位以上必要、保育表現技術の(選必)は4単位以上必要、保育に関する選択科目(選)は6単位以上必要、保育実習に関する選択科目(選必)は保育実習Ⅱと保育実習指導Ⅱか保育実習Ⅲと保育実習指導Ⅲのいずれか3単位以上必要。

#### 幼稚園教諭二種免許状取得の要件

卒業必修科目を含め必修科目はすべて必要、選Aより4単位以上、選Bより4単位以上必要。

#### 卒業の要件

学生が卒業するためには、短期大学に2年以上在学し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

- 一 基礎教育科目については、外国語科目(2単位以上)、保健体育科目(講義及び実技2単位以上)を含めた13単位以上必要。
- 二 保育に関する専門科目については、必修科目(28単位)を含め50単位以上必要。
- 三 基礎教育科目(13単位以上)と保育に関する専門科目(50単位以上)の合計63単位以上の修得を卒業の要件とする。

保育士養成課程と保育学科保育専攻の対照履修方法

保育士養成課程				保育学科保育専攻の対照履修方法	
系 列	教 科 目	単位数		本 学 科 開 講 科 目	単位数
教 養 科 目	外 国 語 (演習)	2	英 語 I	2	
			国際コミュニケーション演習 I	1	
			国際コミュニケーション演習 II	1	
	体 育 (講義)	1	ス ポ ツ 科 学	1	
	体 育 (実技)	1	ス ポ ツ 実 習	1	
	そ の 他		茶道文化 I (社会人基礎入門A)	1	
			茶道文化 II	1	
			茶道文化 III	1	
			茶道文化 IV	1	
			社会人基礎入門B	1	
			日本国憲法	2	
			女 性 学	2	
			生 物 学	2	
			実践国語演習	2	
			コンピュータ演習	2	
小 計		8 以上	小 計	21	
必 修 ・ 選 択 必 修 科 目	保育の本質・目的に 関する科目	保育原理 (講義)	2	保育原理	2
		教育原理 (講義)	2	教育原理	2
		児童家庭福祉 (講義)	2	児童家庭福祉 I	2
		社会福祉 (講義)	2	社会福祉	2
		相談援助 (演習)	1	相談援助	1
		社会的養護 (講義)	2	社会的養護	2
		保育者論 (講義)	2	保育者論	2
	保育の対象の理解に 関する科目	保育の心理学 I (講義)	2	保育の心理学 I	2
		保育の心理学 II (演習)	1	保育の心理学 II	1
		子どもの保健 I (講義)	4	子どもの保健 I a	2
				子どもの保健 I b	2
		子どもの保健 II (演習)	1	子どもの保健 II	2
		子どもの食と栄養(演習)	2	子どもの食と栄養	2
		家庭支援論 (講義)	2	家庭支援論	2
	保育の内容・方法に関する科目	保育課程論 (講義)	2	カリキュラム論	2
		保育内容総論 (演習)	1	保育内容総論	2
		保育内容演習 (演習)	5	保育内容演習 I (健康)	1
				保育内容演習 I (表現音楽活動)	1
				保育内容演習 I (表現造形活動)	1
				保育内容演習 I (人間関係)	1
				保育内容演習 I (環境)	1
				保育内容演習 I (言葉)	1
		乳児保育 (演習)	2	乳児保育 I	2
		障がい児保育 (演習)	2	障がい児保育	2
		社会的養護内容 (演習)	1	社会的養護内容	2
		保育相談支援 (演習)	1	保育相談支援	1

保育士養成課程				保育学科保育専攻の対照履修方法		
系列	教科目	単位数	本学科開講科目	単位数		
必修・選択必修科目	保育の表現技術 保育表現技術（演習）	4	子どもと音楽Ⅰa（ピアノ・楽典）	1		
			子どもと造形a	1		
			子どものリズム	1		
			子どもと運動	1		
			子どもと言語	1		
			子どもと暮らし	1		
必修科目	保育実習Ⅰ（実習）	4	保育実習Ⅰ	4		
	保育実習指導Ⅰ（演習）	2	実習指導（保育実習指導Ⅰ・教育実習指導）	2		
	総合演習	2	保育実践演習（教職実践演習）（幼稚園）	2		
小計			小計	56		
選択必修科目	保育に関する科目 保育の本質・目的に関する科目 保育の対象の理解に関する科目 保育の内容・方法に関する科目 保育の表現技術	6以上	児童家庭福祉Ⅱ	2		
			教育方法論	2		
			学級経営論	2		
			臨床心理学	2		
			乳児保育Ⅱ	2		
			保育相談	2		
			保育内容演習Ⅱ（保育教材研究a）	1		
			保育内容演習Ⅱ（保育教材研究b）	1		
			保育学特別演習	1		
			卒業研究Ⅰ	1		
			卒業研究Ⅱ	1		
			総合保育技術a 1	1		
			総合保育技術a 2	1		
			総合保育技術b 1	1		
			総合保育技術b 2	1		
			総合保育技術c 1	1		
			総合保育技術c 2	1		
			子どもと音楽Ⅰb（ピアノ・楽典）	1		
			子どもと音楽Ⅱ（歌唱）	1		
			子どもと音楽Ⅲa（ピアノ・楽典）	1		
			子どもと音楽Ⅲb（ピアノ・楽典）	1		
			子どもと造形b	1		
必修科目	保育実習Ⅱ又はⅢ（実習）	2	保育実習Ⅱ	2		
			保育実習Ⅲ	2		
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ（演習）	1	保育実習指導Ⅱ	1		
			保育実習指導Ⅲ	1		
小計			小計	34		
合計			合計	111		

## 教 職 課 程

(教育職員免許法施行規則と本学科の対照履修方法)

免許法施行規則に定める科目区分		最 低 単位数	本 学 科 開 講 科 目	単 位 数		備 考
				必 修	選 択	
基 础 科 目	日本国憲法	2	日本国憲法	2		
	体 育		スポーツ科学	1		
			スポーツ実習	1		
	外国語コミュニケーション		英 語 I	2		
			国際コミュニケーション演習 I		1	
			国際コミュニケーション演習 II		1	
教 科 に 関 す る 科 目	情報機器の操作	2	コンピュータ演習	2		
	計		計	8	2	
	国 語		子どもと音楽 I a (ピアノ・楽典)		1	
	算 数		子どもと音楽 I b (ピアノ・楽典)		1	
	生 活		子どもと音楽 II (歌唱)		1	
	音 楽		子どもと音楽 III a (ピアノ・楽典)		1	
	図画工作		子どもと音楽 III b (ピアノ・楽典)		1	
	体 育		子どもと造形 a		1	
			子どもと造形 b		1	
			子どものリズム		1	
	計		子どもと運動		1	
教 職 に 関 す る 科 目	教職の意義等に関する科目	2	子どもと言語		1	
			子どもと暮らし		1	
	教育の基礎理論に関する科目	4	計	0	11	
			保育者論	2		
			教育原理	2		
			保育原理	2		
			障がい児保育	2		

免許法施行規則に定める科目区分		最 低 単位数	本 学 科 開 講 科 目	単位数		備 考	
				必修	選択		
教職に 関する 科 目	教育課程及び 指導法に関する科目  (教育課程の意義及び編成の方法) (保育内容の指導法) (教育方法及び技術)	12	学級経営論	2		4単位以上 選択必修	
			カリキュラム論	2			
			保育内容総論	2			
			保育内容演習 I (健康)		1		
			保育内容演習 I (表現音楽活動)		1		
			保育内容演習 I (表現造形活動)		1		
			保育内容演習 I (人間関係)		1		
			保育内容演習 I (環境)		1		
			保育内容演習 I (言葉)		1		
			社会的養護内容		1		
			総合保育技術 a 1		1		
			総合保育技術 a 2		1		
			総合保育技術 b 1		1		
			総合保育技術 b 2		1		
			総合保育技術 c 1		1		
			総合保育技術 c 2		1		
			保育内容演習 II(保育教材研究 a)		1		
			保育内容演習 II(保育教材研究 b)		1		
			保育学特別演習		1		
			教育方法論	2			
科 目	生活指導、教育相談及び進路 指導等に関する科目	2	保育の心理学 I	2		1科目以上必要	
			保育の心理学 II		1		
			臨床心理学	2			
			保育相談	2			
			保育相談支援		1		
教職実践演習	教育実習	5	教育実習	4			
			実習指導（保育実習指導 I）	2			
教職実践演習		2	保育実践演習（教職実践演習）（幼稚園）	2			
計		27	計	30	18		

# 実習（保育所・施設・幼稚園）の方針

## I 保育実習（保育所・施設）

### 1. 保育実習の目的

保育実習は、本学保育学科保育専攻（保育士養成課程）で習得した教科全体の知識や技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、子ども・児童に対する理解を通じて保育の理論と実践との関係について習熟させることを目的とする。

### 2. 保育実習履修の方法

保育実習は、下記の表1に掲げる履修方法で実施することとする。

(表1)

実習種別	選択／必修	履修方法	
		単位数	実習日数
保育実習I	必修科目	4単位	20日間
保育実習II	選択必修科目	2単位	10日間
保育実習III	選択必修科目	2単位	10日間

(※実習日数は1日8時間以上×日数とする)

#### (1) 各実習における実習施設の役割

##### 保育実習I

- ① 保育所
- ② 保育所以外の児童福祉施設等

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所支援施設、  
情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、  
児童発達支援センター、障害者支援施設、  
指定障害福祉サービス事業所、障害者就労支援

##### 保育実習II

保育所

##### 保育実習III

実習Iの施設に加え、児童厚生施設等

- (2) 保育実習Ⅰ（必修科目）5単位は、1年後期と2年通年で開講する。実習に関する事前事後の指導1単位（教育実習を含め2単位）のほか、保育所における実習2単位（10日間）および、保育所以外の施設における実習2単位（10日間）とする。
- (3) 保育実習を行う(1)に該当する保育所以外の施設への学生の配当は、実習施設の規模、指導担当者の状況などを考慮して本学で定める。
- (4) 保育学科教員は、実習期間中に実習施設を訪問して学生を指導することを原則とし、これにより難い場合は、主として実習指導を担当する教員が、手紙・電話・電子メールなどの通信方法を使って学生の指導を行う。

### 3. 平成28年度入学生 保育実習計画

(表2)

実習種別・実習先		学年	実習期間
保育実習Ⅰ	保育所 施設	2年次	平成29年8/16(水)～8/26(土)の内の10日間
		1年次	平成29年2/17(金)～3月末日の内の10日間
保育実習Ⅱ	保育所	2年次	平成29年8/30(水)～9/9(土)の内の10日間
保育実習Ⅲ	施設	2年次	平成29年8/30(水)～9/21(木)の内の10日間

平成29年8月29日(火)は帰校日

### 4. 平成29年度入学生 保育実習計画

(表3)

実習種別・実習先		学年	実習期間
保育実習Ⅰ	保育所 施設	2年次	平成30年8/16(木)～8/27(月)の内の10日間
		1年次	平成30年2/19(月)～3月末日の内の10日間
保育実習Ⅱ	保育所	2年次	平成30年8/29(水)～9/8(土)の内の10日間
保育実習Ⅲ	施設	2年次	平成30年8/29(水)～9/14(金)の内の10日間

平成30年8月28日(火)は帰校日

## II 教育実習（幼稚園）

### 1. 幼稚園教育実習の目的

幼稚園教育実習は、本学保育学科保育専攻（幼稚園教諭養成課程）で習得した教科全体の知識や技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、幼児に対する理解を通じて幼稚園保育の理論と実践との関係について習熟させることを目的とする。

### 2. 幼稚園教育実習履修の方法

幼稚園教育実習は、下記の表1に掲げる履修方法で実施することとする。

(表1)

実習種別	実習機関	選択／必修	履修方法	
			単位数	実習日数
教育実習	幼稚園	必修科目	4単位	4週間

- (1) 幼稚園教育実習（必修科目）5単位は、事前事後の指導1単位（保育実習を含め2単位）のほか、幼稚園における実習4単位（4週間）とする。
- (2) 幼稚園教育実習4週間の実習期間は、教育効果を考慮して、2期（2週間×2回）に分けて実施する。
- (3) 実習指導を担当する教員は、実習期間中に実習幼稚園を訪問して学生を指導することを原則とし、これにより難い場合は、手紙・電話・電子メールなどの通信方法を使って学生の指導を行なう。

### 3. 平成28年度入学生 幼稚園教育実習計画

(表2)

実習種別・実習先	学年	実習期間
教育実習	幼稚園（1期）	2年次 平成29年6/5(月)～2週間の内の10日間
	幼稚園（2期）	2年次 平成29年9/25(月)～2週間の内の10日間

※実習では、実習日数を補うため幼稚園の行事実習（運動会、遊戯会等）を含むこと。

### 4. 平成29年度入学生 幼稚園教育実習計画

(表3)

実習種別・実習先	学年	実習期間
教育実習	幼稚園（1期）	2年次 平成30年6/4(月)～2週間の内の10日間
	幼稚園（2期）	2年次 平成30年9/18(火)～2週間の内の10日間

## 【保育実習資料】

### 1. 保育実習の日数

科 目 (実習種別)	単位数	必要日数	実 施 期 間	該 当 施 設	備 考
保育実習Ⅰ (必修)	4	10 日	1年生の2月～3月	児童福祉施設等 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童短期治療施設、 障害児入所支援施設、情緒障害児短期治療施設、 児童自立支援施設、障害者支援施設、 児童発達支援センター、指定障害福祉サービス事業所	基本的には学校で実習配当を行う
				保育所	
保育実習Ⅱ (選択必修)	2	10 日	2年生の8月～9月	保育所	学生自身が依頼する
保育実習Ⅲ (選択必修)	2	10 日	2年生の8月～9月	児童福祉施設……保育所以外 (保育実習Ⅰの居住型施設または児童厚生施設)	学生自身が依頼する 基本的には学校で実習配当を行う

### 2. 実習の形態

- パターン1  
「保育実習Ⅰ」(必須) + 「保育実習Ⅱ」(選択必須) ⇒ 保育所20日、施設10日
- パターン2  
「保育実習Ⅰ」(必須) + 「保育実習Ⅲ」(選択必須) ⇒ 保育所10日、施設20日

# 保 育 学 科

## (介護福祉専攻)

別表第2の2 (第22条第5項関係)

領域	教育内容	授業科目	時間数	単位数	授業の方法	配当年次		資格必修 クリエーション インストラクター
						1年	2年	
						前期	後期	
基礎教育科目	必修科目	茶道文化 I (社会人基礎入門A)	30	1	演習	○		
		茶道文化 II	30	1	演習		○	
		茶道文化 III	30	1	演習			○
		茶道文化 IV	30	1	演習			○
		社会人基礎入門B	30	1	演習	○		
	選択科目	女性学	30	2	講義			○
		英語	30	2	講義			○
		コンピュータ演習	30	1	演習			○
		文書資料講読	30	2	講義	○		
		福祉文化	30	1	演習			○
	計		330	14				
専門教科	人間と社会	人間の尊厳と自立	30	2	講義		○	
		人間関係とコミュニケーション	30	2	講義			○ ○
		社会の理解 I	16	1	講義	○		
		社会の理解 II	30	2	講義			○
		社会の理解 III	16	1	講義		○	
	計		122	8				
	介護教科	介護の基本 A	60	4	講義	○	○	
		介護の基本 B	60	4	講義	○	○	
		介護の基本 C	60	4	講義		○ ○	
		コミュニケーション技術	30	1	演習	○		○
		コミュニケーション A	30	1	演習	○		
	介護	コミュニケーション B	30	1	演習	○		○
		生活支援技術 A	120	4	演習	○	○	
		生活支援技術 B	60	2	演習	○		
		生活支援技術 C	60	2	演習		○ ○	
		生活支援技術 D	60	2	演習		○ ○	○

領域	教育内容	授業科目	時間数	単位数	授業の方法	配当年次		資格必修 クリエーション インストラクター
						1年	2年	
						前期	後期	
専門	介護過程	介護過程 I	30	1	演習	○		
		介護過程 II	30	1	演習		○	
		介護過程 III	60	2	演習	○	○	○
		介護過程 IV	30	1	演習		○	○
	介護総合演習	介護総合演習 I	60	2	演習	○	○	
		介護総合演習 II	60	2	演習		○	○
	介護実習	介護実習 I	232	5	実習	○	○	
		介護実習 II	240	5	実習	○	○	
	計		1282	43				
教育科目	発達と老化の理解	発達と老化の理解 I	30	2	講義	○		
		発達と老化の理解 II	30	2	講義		○	
	認知症の理解	認知症の理解 A	30	2	講義	○		
		認知症の理解 B	30	2	講義		○	
	障害の理解	障害の理解 I	30	2	講義	○		
		障害の理解 II	30	2	講義		○	
	こころとからだのしくみ	こころとからだ A	30	2	講義	○		
		こころとからだ B	30	2	講義	○		
		こころとからだ C	30	2	講義		○	
		こころとからだ D	30	2	講義			○
	医療的ケア	医療的ケア A	36	2	講義			○
		医療的ケア B	36	2	講義			○
		医療的ケア C	32	1	演習			○
	計		404	25				
	合 計		2138	90				

### 卒業の要件

学生が卒業するためには、短期大学に2年以上在学し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

- 一 基礎教育科目については選択科目（3単位以上）を含めた8単位以上
- 二 専門教育科目については必修科目76単位以上
- 三 基礎教育科目8単位以上と専門教育科目76単位の合計84単位以上の修得を卒業の要件とする。

# 介護実習

## 1. 介護実習の目的

介護の実体験を通して、学内で学んだ学習内容を総合的に捉え、介護とは何かを理解・再確認し、それを実践する基礎的能力を修得する。

## 2. 介護実習の目標

- (1) 利用者の生活を観察し個別ケアを理解する。また、利用者や家族とコミュニケーションを図り、生活支援技術の確認、他職種協働や関係機関との連携を通じチームの一員としての介護福祉士の役割を理解する。
- (2) 個別ケアの実施のために、利用者の課題を明確にした上で個別援助計画の立案や、実施後の評価という介護過程を展開する。さらに、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスを提供する実践力を習得する。

## 3. 実習指導の方法

- (1) 介護実習時期や期間、介護実習先の設定は、実習目標が達成できるように、実習施設との調整を図る。  
学内で学んだことを介護実習で実践できるように、実習目標を明確にした実習計画を立てる。
- (2) 実習指導者との連絡・報告・相談をすることで、より効果的な介護実習を展開する。
  - ① 介護実習Ⅰについては、実習の意義や目的、内容、実習指導者の役割などについても話し合い、共通の理解が得られるようとする。
  - ② 介護実習Ⅱについては、特に介護過程について実習指導者だけでなく職員とともにケースカンファレンスを開催し、実習教育方針について共通理解を図る。
- (3) 養成施設等の実習担当教員が、実習期間中に各実習施設・事業所を巡回し、個々の学生の実習課題を把握した上で、実習目標の達成状況を確認し、目標達成のための具体的な方法について指導を行う。  
巡回教員は実習記録の添削を行い、学生が何を学び・感じとっているのかを把握する。また、今後の実習においての課題を学生自らが考え乗り越えられるように指導する。

#### 4. 介護実習の段階と実習場所・目的・期間

##### 【各実習の場所・目的・期間】

	実習の場所	実習目的	単位	時間数
介護実習I	グループホーム実習	認知症対応型共同生活介護の特徴や役割を知り、利用者の自立支援のための日常生活援助の方法を理解する。	5 単位	10日 (80時間)
	訪問介護実習	在宅介護の特徴や役割を知り、利用者の特性に応じた生活環境に対する生活支援技術の方法を理解する。		2日 (16時間)
	障害者施設実習	障害者施設の特徴や役割を知り、人権を尊重した個別性のある介護の方法を理解する。		7日 (56時間)
	介護老人保健施設実習	①介護老人保健施設の特徴や役割を知る。 ②利用者の心身状況に応じた専門職としての視点、及びチームとしての連携方法を踏まえて、生活支援技術を的確に選択し実践できる。 ③ICFに基づいたアセスメントができる。		7日 (56時間)
	リハビリテーション病院実習	①リハビリテーション病院の概要やチームの一因としての介護福祉士の役割がわかる。 ②利用者（患者）の特性（機能障害）に配慮したコミュニケーションの方法を理解する。 ③利用者（患者）とその家族とコミュニケーションを図り、身体的・心理的・社会的側面から総合的に理解する。 ④ICFに基づいた観察ができる。 ⑤利用者（患者）のADL、IADLや潜在能力を考えた日常生活援助の方法を理解する		3日 (24時間)
介護実習II	1 介護老人福祉施設実習	①介護老人福祉施設の特徴や役割を知る。 ②利用者の生活ニーズを捉え、生活支援のあり方を考え実践する。 ③ICFに基づいたアセスメントができる。	5 単位	7日 (56時間)
	2 施設介護実習 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 障害者施設	利用者を総合的に捉え、個別性を踏まえた介護過程を展開することができる。		23日 (184時間)

## 国際コミュニケーション学科

科 目 区 分	授 業 科 目	授業の 方 法	単 位 数		1 年			2 年		
			必 修	選 択	準備	導 入	実 践	検 証	定 着	応 用
基 礎 教 育 科 目	社会人基礎入門A(地域と大学・ASP)	講 義		1	○	○				
	茶道文化I(社会人基礎入門B)	演 習	1		○	○				
	茶 道 文 化 II	演 習	1					○		
	茶 道 文 化 III	演 習	1						○	○
	茶 道 文 化 IV	演 習	1							○ ○
	心 理 学 概 論	講 義		2						○
	長 崎 研 究	講 義	1			○				
	MS office 演習I	演 習		1	○	○				
	MS office 演習II	演 習		1					○	○
	ス ポ ー ツ 実 習	実 習		1	○			○		
専 門 教 育 科 目	外 国 語 I	講 義	2			○				
	外 国 語 II	講 義	2					○	○	
	ライティング&グラマーI	講 義		2				○		
	ライティング&グラマーII	講 義		2						○
	英 会 話 I	演 習	2		○	○				
	英 会 話 II	演 習	1					○		
	英 会 話 III	演 習		2					○	○
	英 会 話 IV	演 習		2						○ ○
	韓 国 語 I	講 義		2	○	○				
	韓 国 語 II	講 義		2						○
	韓 国 語 会 話	演 習		1				○		
	中 国 語 I	講 義		2	○	○				
	中 国 語 II	講 義		2						○
	中 国 語 会 話	演 習		1				○		
	外 国 語 検 定 I	講 義		2	○					
	外 国 語 検 定 II	講 義		2					○	
	総 合 日 本 語 A	講 義		2			○			
	総 合 日 本 語 B	講 義		2			○			

科 目 区 分	授 業 科 目	授業の 方 法	単 位 数		1 年			2 年		
			必 修	選 択	準備	導 入	実 践	検 証	定 着	応 用
専 門 教 育 科 目	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	日本語 I	講 義		2	○				
		日本語 II	講 義		2				○	
		日本語会話 I	演 習		2	○	○			
		日本語会話 II	演 習		1			○		
		日本語会話 III	講 義		2				○	○
		日本語会話 IV	講 義		2					○ ○
		外 国 語 III	講 義		2					○
		中 国 語 III	講 義		2					○ ○
		韓 国 語 III	講 義		2					○ ○
	多 文 化 理 解	外 国 文 化 事 情	講 義	2		○	○			
		比 較 文 化 研 究	講 義		2				○	
		異 文 化 理 解 演 習	演 習		1	○	○			
		国 際 ・ 時 事 研 究	講 義		2				○	
		外国語アクティブラーニング	演 習		1					○ ○
	キ ャ リ ア デ ザ イ ン	キャリアガイダンス	講 義	2		○	○			
		キャリアプランニング	講 義	2					○	○
		アカデミックライティング	講 義	2						○
		ビ ジ ネ ス 文 書	講 義		2	○	○			
		ビ ジ ネ ス マ ナ ー	演 習		1	○	○			
		ホ テ ル 業 論	講 義		2		○			
		ホスピタリティビジネス	講 義		2					○
		グローバル・リーダーシップ	講 義		2			○		
		児 童 英 語 教 授 法	講 義		2				○	
		日 本 語 教 授 法	講 義		2					○ ○
	課 題 解 決	Awesome Sasebo! I (準備)	演 習	1		○				
		Awesome Sasebo! II (導入)	演 習	1			○			
		Awesome Sasebo! III (検証)	演 習	1				○		
		Awesome Sasebo! IV (定着)	演 習	1					○	
		Awesome Sasebo! V (応用)	演 習	1						○
		Awesome Sasebo! VI (発展)	演 習	1						○
		Awesome Sasebo! VII (完成)	演 習	1						○

科 目 区 分	授 業 科 目	授業の 方 法	単位数		1 年			2 年		
			必修	選択	準備	導入	実践	検証	定着	応用
専 門 教 育 科 目	ギ ヤ ツ ブ イ ヤ 1	ギャップイヤー事前指導	講 義	2		○	○			
		海外文化事情（留学）I (アジア圏短期研修)	実 習		2			○		
		海外文化事情（留学）II (英語圏短期研修)	実 習		2			○		
		海外文化事情（留学）III (中 期 留 学 )	実 習		6			○	○	
		インターンシップ I	実 習		2			○		○
		インターンシップ II	実 習		2			○	○	
		インターンシップ III	実 習		2			○		○
		インターンシップ IV	実 習		2					○
		実践Awesome Sasebo! (サービスラーニング) I	実 習		2			○		
		実践Awesome Sasebo! (サービスラーニング) II	実 習		2			○		
		実践Awesome Sasebo! (サービスラーニング) III	実 習		2			○		
		実践Awesome Sasebo! (サービスラーニング) IV	実 習		2			○		
	卒 業 研 究	講 義	2					○		○
合 计				33	94					

### 卒業の要件

学生が卒業するためには、短期大学に2年以上在学し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

- 一 基礎教育科目については、必修5単位を含め8単位以上
- 二 専門教育科目「コミュニケーション」については、必修7単位を含め11単位以上
- 三 専門教育科目「多文化理解」については、必修2単位を含め5単位以上
- 四 専門教育科目「キャリアデザイン」については、必修6単位を含め11単位以上
- 五 専門教育科目「課題解決」については、必修7単位以上
- 六 専門教育科目「ギャップイヤー」については、必修4単位を含め8単位以上
- 七 専門教育科目「卒業研究」については必修2単位
- 八 自由選択\*10単位以上
- 九 基礎教育科目、専門教育科目、自由選択科目の合計が62単位以上

\*自由選択とは、それぞれの領域の最低修得単位数を超えて修得した単位、単位互換制度によって修得した単位を指す。

## 専攻科（保育専攻）

教育学区分	授業科目	単位	単位数		履修法	1年		2年		幼稚園一種免
			必修	選択		前期	後期	前期	後期	
以外	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	幼児英語指導法	2	2	講義			○		☆
関連		実践コンピュータ	2	2	演習		○			☆
専門	教科に関する科目	幼児国語	2	2	講義					☆
		幼児算数	2	2	講義			○	☆	
		幼児生活	2	2	講義		○			☆
		音楽研究I	1	1	演習	○				☆
		音楽研究II	1	1	演習		○			☆
		図画工作研究I	1	1	演習	○				☆
		図画工作研究II	1	1	演習	○				☆
		体育研究I	1	1	演習			○		☆
		体育研究II	1	1	演習					☆
		保育職特論	2	2	講義			○	☆	
教職に 関する 科目	教養の基礎理論に関する科目	保育原理特論	2	2	講義	○				☆
		発達障害各論	2	2	講義			○	☆	
		心身の発達と学習過程	2	2	講義		○			☆
		保育経営論	2	2	講義		○			☆
		カリキュラム特論	2	2	講義			○	☆	
	教育課程及び指導法に関する科目	保育内容（表現音楽）研究I	2	2	演習			○	☆	
		保育内容（表現音楽）研究II	2	2	演習			○	☆	
		保育内容（表現造形）研究I	2	2	演習			○	☆	
		保育内容（表現造形）研究II	2	2	演習			○	☆	
		保育内容（人間関係）研究	2	2	演習		○			☆
関連	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	保育内容（環境）研究	2	2	演習	○				☆
		保育内容（言葉）研究	2	2	演習		○			☆
	その他の基礎科目	臨床心理学特論	2	2	講義					☆
		保育児童（子育て）相談	2	2	講義			○	☆	

教育学区分	授業科目	単位	単位数		履修法	1年		2年		幼稚園一種免	
			必修	選択		前期	後期	前期	後期		
専門	その他の専門教育科目	障害福祉論	2	2	講義				○		
		子ども家庭援助技術特論	2		2	講義			○		
		子ども家庭福祉特論	2	2	講義	○					
		世代間交流論	2		2	講義			○		
		保育者看護論	2		2	講義			○		
		児童文化研究	2		2	講義		○			
		保育実践特別研究Ⅰ	2		2	演習	○				
		保育実践特別研究Ⅱ	2		2	演習		○			
		保育実践特別研究Ⅲ	2		2	演習			○		
		保育実践特別研究Ⅳ	2		2	演習			○		
		修了研究Ⅰ	2	2	演習	○					
		修了研究Ⅱ	2	2	演習		○				
		修了研究Ⅲ	2	2	演習			○			
		修了研究Ⅳ	2	2	演習				○		
		文書購読プレゼンススキル演習	2		2	演習	○				
関連		生涯スポーツ	1		1	演習				○	
		芸術論	2		2	講義				○	
専門	合計		83	35	48						

#### 修了の要件

必修科目36単位は必ず履修し、62単位以上の修得を修了の要件とする。

※教育学区分は、専門科目、関連科目、専攻に係る以外の科目の別を示す。

## 教 職 課 程

(教育職員免許状施行規則と本専攻の対照履修方法)

免許法施行規則に定める科目区分		最低単位数	本専攻科開講科目	単位数	
				必修	選択
基礎科目	日本国憲法	0 (二種を含め2)			
	体育	0 (二種を含め2)			
	外国語コミュニケーション	0 (二種を含め2)	幼児英語指導法		2
	情報機器の操作	0 (二種を含め2)	実践コンピュータ	2	
	計	0 (二種を含め8)	計	2	2
教科に関する科目	国語 算数 生活 音楽 図画工作 体育	2 (二種を含め6)	幼児国語		2
			幼児算数		2
			幼児生活		2
			音楽研究I	1	
			音楽研究II		1
			図画工作研究I	1	
			図画工作研究II		1
			体育研究I	1	
			体育研究II		1
	計	2 (二種を含め6)	計	3	9
教職に関する科目	教職の意識等に関する科目	0 (二種を含め2)	保育職特論	2	
			保育原理特論	2	
			発達障害各論		2
			心身の発達と学習過程	2	
			保育経営論	2	
	教育の基礎理論に関する科目	2 (二種を含め6)	カリキュラム特論		2
			保育内容(表現音楽)研究I	2	
			保育内容(表現音楽)研究II		2
			保育内容(表現造形)研究I	2	
			保育内容(表現造形)研究II		2
			保育内容(人間関係)研究	2	
			保育内容(環境)研究		2
			保育内容(言葉)研究		2
	教育課程及び指導法に関する科目	6 (二種を含め18)	臨床心理学特論		2
			保育児童(子育て)相談	2	
科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	0 (二種を含め2)			
	教育実習	0 (二種を含め5)			
	教職実践演習	0 (二種を含め2)			
	計	8 (二種を含め35)	計	16	14

\* その他教科に関する科目、教職に関する科目の最低修得単位数を超えて修得した単位が10単位以上必要

## 教育職員免許状取得のための履修規定

### (1) 保育学科（幼稚園教諭二種免許状）

本学保育学科において幼稚園教諭二種免許状を取得するためには、本学の卒業要件を充たし、基礎教育科目における日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位、教科に関する科目4単位、教職に関する科目27単位を履修し単位を取得しなければならない。

### (2) 専攻科・保育専攻（幼稚園教諭一種免許状）

本学専攻科・保育専攻において幼稚園教諭一種免許状を取得するためには、入学前に幼稚園教諭二種免許状を取得し、本専攻科の修了要件を充たし、教科に関する科目2単位、教職に関する科目8単位、教科又は教職に関する科目10単位を履修し単位を取得しなければならない。さらに学士の学位を取得しなければならない。

# 履修要綱

## はじめに

短期大学の教育は各学科の基礎科目および専門科目を学ぶその過程において様々な教養を培い、専門知識や技能を修得し、かつ、お互いの個性を尊重する能力を獲得することによって、社会に貢献できる人材の育成を目的としています。

また、各学科に配当されている科目を確実に履修し単位修得しなければ卒業できず、各種資格の取得もできません。そのための必要事項をここに記載しますので、よく確認して学修成果を十分にあげるよう努力してください。

### 1. 授業科目の単位認定

本学での学修は、すべて単位制になっています。すべての科目について一定の単位数が定められており、その科目の授業を受け、かつ、試験等に合格した場合単位が与えられる制度です。単位の合計が一定数（卒業に要する単位数）を満たした者に対して、卒業が認定されます。

単位とは、学修の量を数値で表したものであり、単位と時間数との関係は短期大学設置基準により「1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成すること」とされています。1単位の授業時間数は、授業の方法、授業による教育効果、授業時間外に必要な学修などを考慮していくつかの形態に分けられています。【学則第23条】

### 2. 本学以外の大学等で修得した単位等の認定【学則第26条、27条、29条】

#### (1) 単位互換制度「NICEキャンパス長崎」による認定

単位互換制度「NICEキャンパス長崎」は、長崎県内のすべての大学（短期大学・高等専門学校含む）が参加し、2001年度からスタートした制度です。この名称は、Nagasaki Intercollegiate（大学間）Credit（単位）Exchange（互換）の頭文字をとってつけられました。

単位互換制度は、各大学が提供する授業科目の中から、希望する科目を履修し、科目開設大学で単位を修得すれば所属大学の単位として認定されます。また、認定された単位のうち、所定の要件を満たすものについては、卒業要件単位として認定することもできます。

各大学の提供科目は配布されるリーフレット・ホームページで確認してください。授業内容、開講曜日時間は「学生募集ガイド」で確認できます。受講したい科目がある場合は、出願票に所要事項を記入し事務局に提出して下さい。

#### (2) 既修得単位の認定

教育上有益と判断した場合、大学等における既修得単位を本学の開講科目の単位として認定する制度があります。なお、科目名称が同じでも、教育課程内容、科目の位置づけや重要性が異なる場合、単位が認定できない場合があります。

単位認定を希望する者は、入学後直ちに「既修得単位認定申請書」に次の書類を添えて事務局に提出して下さい。

- ① 当該授業科目の成績証明書あるいはそれに代わる書類
- ② 当該授業科目の時間数あるいは単位数を証明する書類

③当該授業科目の内容のわかるシラバス（授業概要）

④その他教務委員会が提出を求める書類

### 3. 卒業要件

本学を卒業するためには、2年間 在学し、所定の単位数を修得しなければなりません。仮に、2年生の前期で所要単位を修得しても、在学期間が2年未満のためその時点では卒業できません。【学則第31条】

卒業に必要な単位数は授業科目の区分（基礎教育科目、専門教育科目等）ごとに定められています。なお、授業科目のうち、必修科目の単位をすべて修得しないと卒業できませんので十分注意して下さい。

### 4. 履修

履修登録とは1年間に学修しようとする授業科目をあらかじめ届け出ることです。履修登録をしていない科目は、例え授業に出席しても定期試験が受けられず、結果として単位の修得ができません。また、履修登録はその年度に限り効力を発揮しますので、何らかの事情で科目の履修を次の年度において繰り返す場合は改めて登録することが必要です。

すべての科目には、配当年次が定められています。例えば、配当年次が2年次の科目は、1年生は履修できません。また、次の場合も履修登録できません。

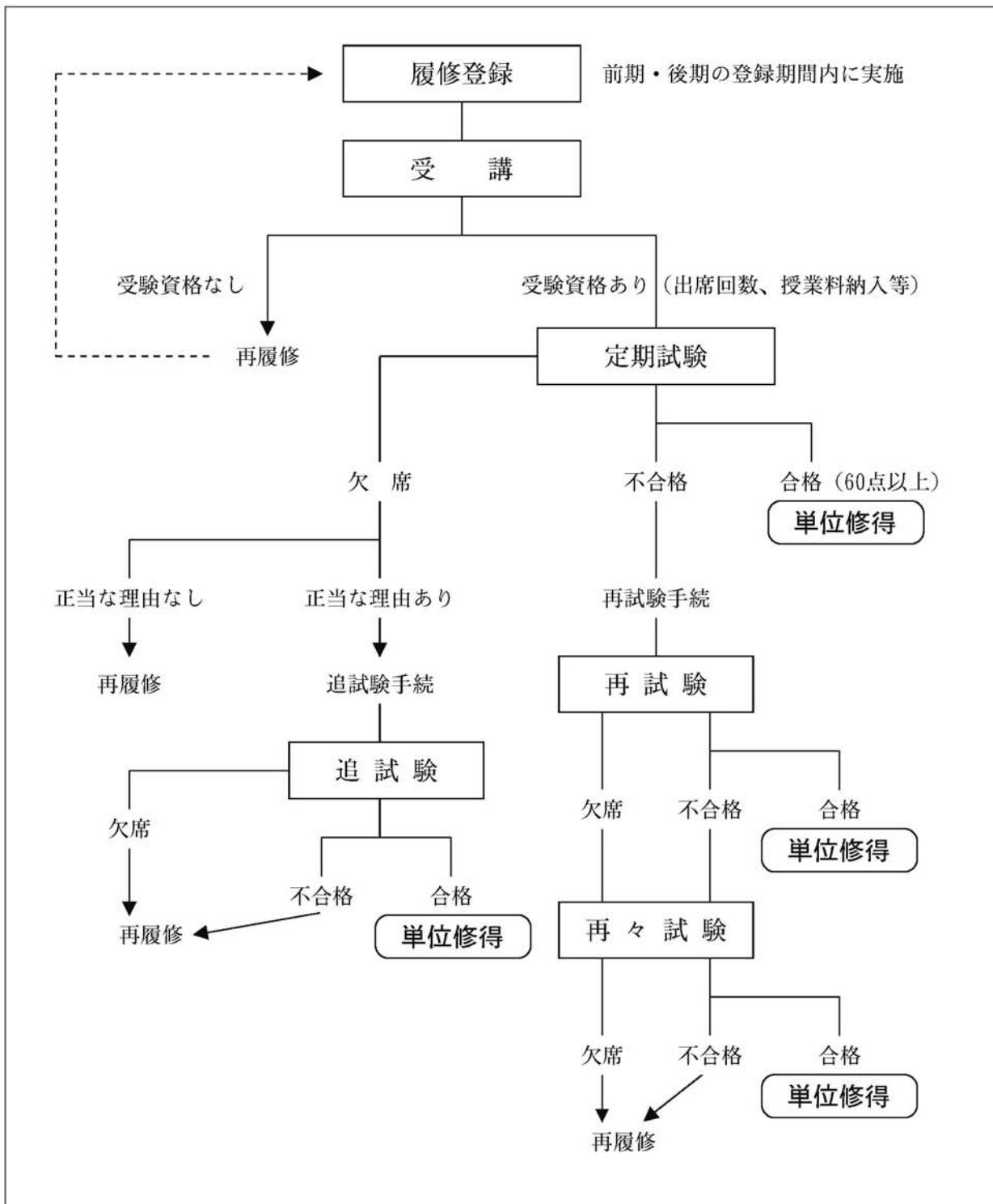
- ①時間割が重なっている科目を重複して登録する場合
- ②単位修得済みの科目を再度登録する場合
- ③上級年次に配当されている科目を登録する場合
- ④通年科目の前半または後半のみを登録する場合
- ⑤履修上限単位を超えて履修する場合

学科等名	上限単位
食物科 栄養士コース	50
〃 製菓コース	50
保育学科 保育専攻	50
〃 介護福祉専攻	50
国際コミュニケーション学科	50
専攻科 保育専攻	50

#### (1) 履修登録の注意点

- ①学内のパソコンやスマートフォンから履修登録が行えます
- ②履修の登録・変更期限は、授業開始日から原則2週間以内です
- ③後期科目についても、後期授業開始日から原則2週間以内であれば変更可能です
- ④「再履修」する場合も履修登録が必要です
- ⑤あらかじめ登録されている必修科目もあります
- ⑥履修科目の追加・変更・削除は、履修登録期間内であれば何度でも行えます

<参考資料>履修登録から単位認定までの行程



## 5. 授業時間

時限	時間(午前)	時限	時間(午後)
1 時限	9:10~9:55	3 時限	13:10~13:55
	9:55~10:40		13:55~14:40
2 時限	10:50~11:35	4 時限	14:50~15:35
	11:35~12:20		15:35~16:20
*行事がある場合は短縮授業 になる(80分)。		5 時限	16:30~17:15
			17:15~18:00

## 6. 試験

### (1) 定期試験の受験資格

定期試験の受験資格は次の項目に該当している必要があります。

- ①当該科目の授業回数の3分の2以上出席していること(介護実習を除く)
- ②当該科目の履修登録をしていること
- ③学納金等の納付が完了していること

### (2) レポート・作品の提出

期日までに提出することが前提となります。提出先(研究室、事務室、その他)と期日・時刻を確認し、時間厳守を心がけてください。仮に期日までに提出できなかった場合は、評価対象外(履修放棄)となります。

### (3) 追試験の受験資格

やむを得ない事情で定期試験を欠席した人に対し実施される試験で、受験を希望する場合は、追試験願に欠席理由を証明する書類を添付して申し込む必要があります。

＜主な欠席理由と必要な証明書＞

病気または負傷……………医師の診断書等、処方された薬袋

公共交通機関の事故・遅延……関係機関の証明書

忌引……………会葬礼状

※上記に該当しない場合は、事務室に相談してください。

### (4) 再試験の受験資格

定期試験の結果が合格点に達しなかった人に対し実施される試験で、受験を希望する場合は、再試験願に所要事項を記入し申し込む必要があります。

# 学 生 生 活

# 学 生 生 活 要 綱

## 1. はじめに

短期大学においては、学生は定められた期間で専門の学問をしっかり身につけ、同時に自分の行動に対し責任を持つて自主的な者であることが求められます。そのために本学においては、充実した学生生活が行われるよう様々な支援体制を整えています。大学生活が有意義なものとなるように工夫し設けられたものですので、十分理解し役立ててください。

## 2. 授業について

### (1) 欠席、遅刻、早退

理由もなく欠席、遅刻、早退してはいけません。授業開始後、15分経過した場合は原則として欠席となります。各科目の授業期間の3分の2以上の出席がなければ、その科目については単位取得資格を失うので注意してください。(これは3分の1までは授業を欠席できるということを意味するものではないので誤解しないようにしてください。)

また授業中やむを得ない理由で教室から退出を希望する場合は、その旨を担当教員に申し出て許可を得てから退出してください。

### (2) 休講

授業担当教員がやむを得ない理由や事情で授業を休講する場合がありますが、その際には、事前に休講について掲示板で連絡しますので注意して掲示板を見てください。

### (3) 補講

授業概要で予定していた授業計画が達成されない場合や、休講により授業回数が少ない場合などに、臨時に授業を行うことがあります。その際は通常の時間割外(放課後や夏休みの最初や最後、冬休みの最初や最後など)で行われますので、掲示に十分注意を払ってください。

### (4) 授業中の呼び出し等

授業中は、緊急を要する場合を除いて、電話による呼び出し、面接等を許可しません。また、授業中は携帯電話・スマートフォンの電源を必ず切ってください。

### (5) 天候不良による休講について

積雪、暴風雨等の天候不良によって通学に著しく危険あるいは困難を伴う状況にある場合は、学長の判断により休講の措置をとります。警報・雪雨量・交通状況等とその回復予想を総合して判断しますので、各種情報に注意し短期大学からの連絡に留意してください。ただし特定の地域の状況が把握できない場合もありますので、各自の安全確保を最優先とし授業出欠の判断を行ってください。休講の通知は、おもにクラスアドバイザーからメール等の連絡網によって行います。また連絡先の変更があった場合は、その都度報告を行うよう心掛けてください。

## 3. 服装について

### (1) 制服の着用

学内で行なわれる式典(入学式、創立記念式典、卒業式など)においては必ず制服を着用してください。また、クラスアドバイザー及び授業担当者より指示があった場合についても必ず着用してください。

それ以外については制服に加えて私服の着用を認めますが、常に本学学生としての品位を保つよ

うに学生らしい服装を心がけてください。奇抜で華美な服装及び周りに不快な印象を与える服装は避け、学生にふさわしい身だしなみを心がけてください。またジャージ、クロックス等での登下校は禁止します。（※車両通学者も禁止します）

(2) 土足禁止箇所について

学内において次の教室等では土足での使用を禁止します。指定のシューズに履き替えるか、下足を脱いで使用してください。

※土足禁止箇所（各学科実習室、不文軒、洗心庵、OP・OA室、ピアノレッスン室、音楽室、リズム室、保健室、体育館、その他CAより指示がある箇所）

(3) 記 章

制服を着用する場合は、記章として所定のバッヂを左胸部につけてください。

4. 学生証について

- (1) 学生は常に学生証を携帯してください。学生証は、本学の学生としての身分を証明するものであり大変大切なものです。本学の職員の要求があったときは、ただちに掲示できるように常に携帯してください。
- (2) 学生証を紛失した場合、又は破損・汚損した場合は、ただちに届け出、所定の手続きを経て再交付を受けなければなりません。特に紛失した場合は、悪用されることもあるので十分注意してください。
- (3) 本学の学籍を離れたときは、ただちに学生証を返さなければなりません。
- (4) 定期試験を受ける場合は、学生証がなければ受験できません。

5. 学内の禁煙について

学内は喫煙所を除き、全面的に禁煙となっています。喫煙所以外の場所での喫煙は、火災発生の可能性もありますので固く禁じます。また、未成年者の喫煙あるいはタバコの持ち込みが発覚した場合、訓告・謹慎（停学）、場合によっては退学等の処分の対象となります。

6. 研究室の利用について

研究室を利用する場合は下記の研究室使用規則を守り利用してください。

- (イ) 許可なくして担当教員等責任者のいない室に学生だけで出入りしてはいけません。
- (ロ) 研究室を利用する場合は前もって担当教員に連絡しておきましょう。
- (ハ) 研究室利用者は下記の項目を守ってください。
  - 図書、器具その他の施設を汚損しないでください。
  - 他人の研究に妨げとなる物品を持ち込まないでください。
  - 研究室内の物品及び図書、その他のものを職員の許可なく取扱わないでください。
  - 火気には厳重に注意してください。
  - 礼儀をわきまえてください。
  - 研究活動以外の目的には、特別の指示がない時以外は使用しないでください。
  - 図書の借覧帶出は担当教員の許可を得てください。
- (ニ) 研究室規定を守らず規律を破る者は、研究室の利用を停止又は禁止されます。
- (ホ) 研究室の図書その他の設備に損害を与えた者にはこれを弁償させます。

## 7. 長崎短期大学ハラスメントの防止等に関する指針

長崎短期大学では、ハラスメントを防止し、学生や教職員が個人として尊重され、快適な環境のもとで、就学・就労する権利を保障するために相談窓口を設けています。

ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントその他のハラスメントの総称をいいます。

「セクシュアル・ハラスメント」とは、学生や教職員が他の学生や教職員および関係者を不快にさせる性的な言動、並びに関係者が学生や教職員を不快にさせる性的な言動をいいます。

「アカデミック・ハラスメント」とは、学生や教職員が他の学生や教職員に対して、教育上または研究上の権力を利用して、教育指導または研究活動に関する妨害もしくは嫌がらせを行うことをいいます。

「その他のハラスメント」とは、上記以外の言動で、学生や教職員が他の学生や教職員および関係者に対して、教育上、研究上又は就労上での権力をを利用して、嫌がらせを行うこともしくは不利益（適切な説明と本人の了解を得ている場合を除く。）を与える行為をいいます。

ハラスメントにあったら、まずはクラスアドバイザーまたは学生相談室に相談してください。相談者のプライバシーは保護され、相談者の意向をできるかぎり尊重して事態の解決に努力しますのでぜひ相談してください。

## 学生支援について

### 1. 学生相談室について

本学では充実したキャンパスライフを送れるように学生相談室を設け、担当の教職員が一緒になって考え、親身になって相談に応じています。2年間のキャンパスライフにおいては、勉学に関することはもちろん対人関係や性格上の悩み、さらに進路に関することまでさまざまな悩みに出会います。このような悩みについては自分自身で解決することが成長の第一歩にもなるのですが、第三者に相談した方がより良い解決策を見いだせる場合もあります。その解決のお手伝いをするのが学生相談室の役目です。気軽に相談できるように配慮されており、また秘密も固く守られています。一人で悩まないで気軽に相談してください。カウンセラーは原則水曜日の8：30～15：30の時間帯で来校します。

- ・保健室で申し込む。
- ・クラス・アドバイザーを通じて申し込む。
- ・相談室専用メール (soudansitu@njc.ac.jp) で申し込む。

### 2. その他各種相談について

#### (1) 保 健 室

心身の健康上の問題の相談を受けています。

#### (2) 学生支援係

学生生活一般や証明書、奨学金、学費の納付について相談を受けています。

#### (3) 教 務 係

履修及び成績等に関する相談を受けています。

#### (4) 国際交流・留学生支援センター

外国人留学生の生活一般、進学、就職、加えて留学についての相談を受けています。

### 3. 保健室について

一般的な健康診断のほか、定期健康診断による病気の早期発見、治療に努めるとともに、ケガなどの応急手当も行っています。

大学の教育研究活動中（正課中・学校行事中・課外活動中など）に発生した不慮の災害事故によって学生が傷害を受けた場合の救済措置として「学生教育研究災害傷害保険」の制度があります。本学では、この保険に全員加入していますので、事故に遭い傷害を被った場合等、速やかに保健室に相談し指示を受けてください。

### 4. 防犯について

学内のみならず学外においても常に防犯の意識をもって行動してください。特に貴重品（携帯電話等）や金銭の管理は各自が責任を持って行い、ロッカー等の施錠、所持品への記名等十分な予防を心がけてください。特に女性を狙った犯罪も増えています。自己防衛の意識を高めることが必要です。万一被害に遭った場合は一人で抱え込まず相談してください。最近は詐欺的犯罪に巻き込まれるケースが年々増えています。自分を守るのは自分自身であることを忘れず行動してください。

連絡先として長崎短期大学（0956-47-5566）、相浦警察署（0956-47-5110）を登録し、犯罪や事故の場合には連絡をしてください。

### 5. クラスアドバイザー制度

- (1) 本学においては、皆さんのが学生生活を意義深くそして充実して過ごせるように、クラス・アドバイザー制度を設けており、各クラスにアドバイザーがいます。
- (2) クラス・アドバイザーは、進路（就職・編入・留学・専攻科進学）や学習の仕方、アルバイト、学資、友人関係、健康、一人暮らしによる悩み・不安、寮生活における悩みや不安など、公私にわたり、皆さんの相談相手として指導・助言を行っています。学生相談室と同様必要な場合は気軽に相談してください。
- (3) 本学の教育目的は、地域社会の要請に応じることのできる良識と技能を備えた職業人及び家庭人としての高い教養を身につけた人間を育成することにあります。このような教育目的を実現するためには、それぞれの学生が個性の助長に努め、現実に抱いている問題点を解消し、さらには社会性の育成に励むことが重要となります。しかし学生がこれらの課題を克服しようとする場合、時には挫折し、迷い悩むこともあるかと思います。そこで、重要な働きをするのがクラス・アドバイザーです。クラス・アドバイザーに相談することにより、それらの問題を克服することが可能となり、豊かな学生生活を実現できるのです。
- (4) クラス・アドバイザーは各クラスに原則として1人配置しています。（副アドバイザーを置く場合もあります。）このクラスは、受講時の単位となったり、学内での諸行事に参加するグループになります。クラス内での学生相互の親睦を深めながら、クラス・アドバイザーを交え充実した学生生活を送ることができるよう積極的に相談してください。
- (5) 具体的には、時間割のなかに毎週時間を設け、全体的そして個人的な指導・助言を行うほか、現代の学生が理解すべきテーマを取り上げ、専門の講師を招き、指導を受けることもあります。あくまでもその基本にあるのは、クラス・アドバイザーと学生のコミュニケーションであり、一方的なものであっては意味がありません。そういう意味においては学生からの積極的な働きかけが必要となります。

学生がこの制度の意義をよく理解して、クラス・アドバイザーとの接触の機会を多く持つことを

期待します。

## キャリア支援について

長崎短期大学では、学生一人一人が所期の目標に見合った進学、就職先を探すことができるようなキャリア支援体制をクラス・アドバイザーと入試募集就職センターの協働により実施しています。

進学、進路に関する相談があれば学年を問わず、入試募集就職センターに気軽に相談してください。

### 1. 利用について

進路に関する相談・質問は入試募集就職センターで受け付けています。予約の必要はありませんので、積極的に活用してください。(※留学生についても、キャリア支援を行っています。)

### 2. 求人票について

長崎短期大学のホームページからも求人情報を検索できます。入試募集就職センターにも専用のパソコンを設置しておりますので、活用してください。

### 3. メール配信について

入試募集就職センターでは、様々な情報を掲示板やActive Portal（アクティブポータル）、学生の携帯メールに配信していますので、受信可能なメールアドレスの登録をお願いします。また入試募集就職センター専用のメールアドレス（career@njc.ac.jp）も学生の皆さんの携帯に登録をお願いします。

※記載された個人情報や内容の管理には万全を期し、学内での進路に関する目的以外での使用は一切いたしません。

## 通学について

### 1. 車両通学について

車両通学の申し込みをされた方の住所や交通事情を鑑みて許可証を発行しています。

- (1) 必ず事務局に申請し、許可を得て通学をしてください。許可証は必ずダッシュボード等の外から見えやすい場所に置き、指定されたスペース以外には絶対に駐車しないでください。
- (2) 学校周辺は通勤される車や、登下校の生徒・学生の往来があります。交通マナーの悪い学生についての苦情もあります。また、一時停止が必要な道路では、必ず一時停止をして左右を確認するなど細心の注意を払いつつ運転するよう心掛けてください。なお、マナー違反が続く場合は学内への乗り入れを禁止します。

### 2. 徒歩・自転車での通学について

- (1) 徒歩通学の場合、必ず白線の内側を歩行して通学してください。数人で横に広がってしまうと線外まではみ出てしまい、大変危険です。歩行者専用の部分を歩行するように心がけてください。
- (2) 自転車通学の場合は、一列になって登下校してください。また、必ず自転車にはライトを取り付け、夜間運転する時にはライトを点け、反射板などを身に付けて運転するようにしてください。さらに防犯のために施錠と防犯登録を行いましょう。
- (3) 短大近くのカーブや坂道は見通しが悪いため事故が起こりやすい状況にあります。各人が注意をして通学するように心がけましょう。

## アルバイトについて

本学には様々な企業等からアルバイト募集の申込みがありますが、適切なアルバイト内容かを検討のうえ紹介するようにしています。

アルバイト求人票は、ラウンジなどで紹介しています。

希望者は各自申込をしてください。アルバイトは原則として午後10時までとします。

なお、学生として不適切なアルバイトに従事していた場合は、学則第45条に基づき懲戒されます。

# 長崎短期大学学友会会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、長崎短期大学学友会と称し、事務所を本学内におく。

### (目 的)

第2条 本会は、全学生の総意に基づく学生の主体的活動により、学内の芸術文化、体育の発展向上ならびに会員相互の親睦を図り、学生の福祉を推進する。

### (会 員)

第3条 本会の会員は、長崎短期大学の在学生とする。

### (会 費)

第4条 本会会員は、所定の会費を納入しなければならない。

2 会費については年度始めから徴収する。会費については別途定める。

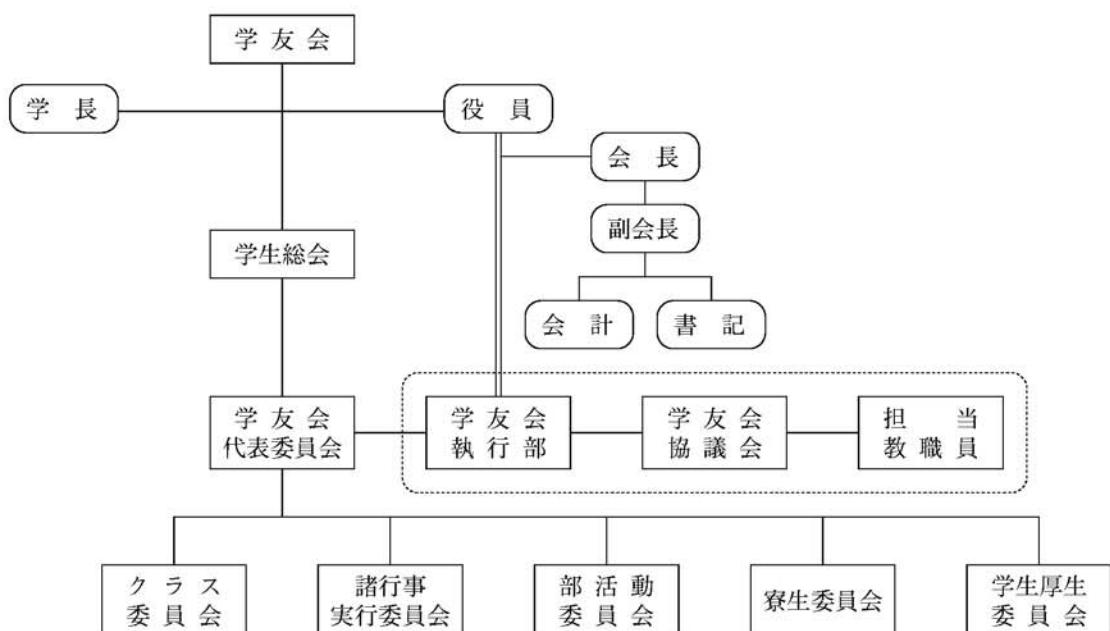
## 第2章 組 織

### (組 織)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために次の組織をおく。

- (1) 学生総会
- (2) 学友会代表委員会
- (3) 学友会協議会

詳細については、下図のとおりである。



### 第3章 各組織の役割

#### (学生総会)

- 第6条 学生総会は、本会の最高決議機関である。
- 2 学生総会は、定期総会とする。
  - 3 学生総会は、会長の招集によって年1回以上開催する。  
ただし、次の場合は臨時総会を開催しなければならない。
    - (1) 会長が必要と認めたとき。
    - (2) 原則、会員の3分の1以上の要求があったとき。
  - 4 学生総会は、次の事項を決議する。
    - (1) 本会の一般活動方針
    - (2) 予算および決算状況の報告
    - (3) 部、サークル等の新設・改廃の承認
    - (4) 執行部の承認
    - (5) 会則の改正
    - (6) その他の重要事項
  - 5 学生総会の開催は、原則としてその7日前に、日時、場所、議題を公示しなければならない。
  - 6 学生総会は、原則全会員の2分の1以上の同意をもって成立する。
  - 7 学生総会の議長および副議長は、執行部役員以外の会員から委嘱する。
  - 8 学生総会決議事項は、原則、出席者の過半数をもって決議され、可否同数の場合は議長が決定する。

#### (学友会代表委員会)

- 第7条 学友会代表委員会は、次の委員会より構成される。

- ① 執行部
  - ② 諸行事実行委員会
  - ③ クラス委員会
  - ④ 部活動委員会
  - ⑤ 学生厚生委員会
  - ⑥ 寮生委員会、 から構成される。
- 2 学友会代表委員会は定期的に開催される。
  - 3 学友会代表委員会は、予算および決算の承認を行う。
  - 4 その他重要事項の協議

#### (学友会執行部)

- 第8条 学友会執行部は本会の最高執行機関であって、学生総会の決議に従い協議により学友会運営ならびに次のような事業の執行にあたる。

- (1) 学生総会において議決した方針にもとづく一般活動の企画執行
  - (2) 予算および決算の作成
  - (3) 部、サークルの新設・改廃の原案作成
  - (4) 運営に必要と認める事項についての処理執行
- 2 学友会執行部は次の役員により構成される。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 書記

ただし、学友会執行部は、それぞれの必要に応じて補佐をおくことができる。

3 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は全学友会を代表して、学友会執行部を総括する。任期は2月から翌年の1月末までとする。
- (2) 副会長は会長を補佐し、必要な場合、会長を代行する。
- (3) 会計は、学友会の会計事務を行う。
- (4) 書記は会議の議事録を作成ならびに保管し、すべての会議通知を行う。

(クラス委員会)

第9条 クラス委員会は、各クラスの委員で構成し、クラス事務を総括し、学友会執行部との事務的連絡、調整を行う。

2 クラス委員会の委員長は、クラス委員会の互選とする。

(部活動委員会)

第10条 部活動委員会は、各部より選出された部長で構成し、本会の文化、体育および社会活動の行事を企画運営し、学友会執行部との事務的連絡、調整を行う。

(諸行事実行委員会)

第11条 諸行事実行委員会は、クラスより選出された実行委員で構成し、諸行事の成功をその目的としてその企画、運営の中心となって活動を行う。

(学生厚生委員会)

第12条 学生厚生委員会は、長崎短期大学の学生全員を会員として組織され、健康でより充実した学生生活を送ることを目的として活動を行う。

(寮生委員会)

第13条 寮生委員会は、寮生全員を会員として組織され、健康で充実した寮生活を送ることを目的として活動を行う。

(学友会協議会)

第14条 学友会協議会は、学友会執行部と大学との意思疎通を図り本会の運営を円滑にするための協議機関である。

- 2 当会議は会長が本学と協議の上で召集する。
- 3 学友会協議会の構成員は次のとおりである。
  - (1) 学友会執行部員
  - (2) 大学当局の教学部長、学生委員、学生課員、およびその他必要な教職員
- 4 学友会協議会の議事録は学友会執行部で作成し、学生課に保管すること。

(名誉会長・顧問)

第15条 本会には名誉会長ならびに顧問をおく。

- (1) 名誉会長は、本学学長を推し、本会の運営についての指導援助にあたる。
- (2) 執行部顧問ならびに各委員会は本学教職員の中から名誉会長が推し、各種の自主的な活動の支援にあたる。

## 第 4 章　　会　　計

(監　査)

第16条　会計監査は本学がこれにあたり、学友会予算の運用の監査を行い、監査報告は次年度の総会の際に行う。

## 第 5 章　会則の改正

(改　正)

第17条　会則の改正は、学生の総会で議決され、本学学長の承認を得なければならない。

### 附　則

本会則は、平成19年4月1日から施行する。



# 諸願届手続

## 事務室関係

### 1. 窓口受付時間

(学生窓口は事務室カウンター)

下記の時間以外は、受付いたしません。

◎受付時間 9時00分から17時00分まで

### 2. 校納金(授業料等)

#### (1) 納入方法

本学指定銀行口座へ銀行窓口にてお振り込みください。

#### (2) 納入期限

前期分 4月末日まで

後期分 10月末日まで

### 3. 各種証明書の発行

#### (1) 交付願について

事務室に交付願用紙を置いていますので、必要事項を記入し、学生証提示の上、手数料を添えて提出してください。

注 ①必要な時に間に合わない場合があるので、早めに提出してください。

②学生証の提示がなければ、証明書などの交付をいたしません。

### 4. 奨学金

#### (1) 日本学生支援機構

##### a. 奨学金の種類及び貸与月額

事項 奨学金の種類	自宅通学	自宅外通学	利息有無	条件
第一種奨学金	53,000円	60,000円	なし	家計基準以下で1年は高校2~3年の成績の平均が3.5以上。 2年は大学の成績が本人の属する学科の上位1/3以内の人。
	自宅・自宅外 30,000円			
第二種奨学金	3万円、5万円、8万円、10万円、12万円の中から選択できる。	年利率 上限3.0% 現在0.89~0.3% (在学期間は無利息)	なし	家計基準以下で1年は高校在学時の成績が平均水準以上。 2年は大学の成績が平均水準以上の人。
入学時特別貸与 (有利子)	第一種奨学金、第二種奨学金の申込者は希望により、入学時特別貸与(有利子)を受けることができます。 種類:10万円、20万円、30万円、40万円、50万円より選択			

##### b. 募集時期

①第一種奨学金・第二種奨学金 4月下旬

②緊急奨学金・応急奨学金 随時

c. 予約進学者について

日本学生支援機構の大学予約奨学生採用候補者に決定している学生は、「大学等奨学生採用候補者決定通知」の**進学先提出用**を4月20日までに学生係奨学金担当に提出してください。

(上記の期限までに提出がない場合には、候補者としての資格を失いますので注意してください。)

d. 返還猶予

高校在学中日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けていた学生は、「在学届」(返還のてびきに綴り込み)を提出すると、短大在学期間中は返還が猶予されます。「在学届」は、4月20日までに学生支援係に提出してください。

(2) 長崎短期大学の奨学生制度

1 **指定校推薦奨学生制度・一般奨学生制度**

本学奨学生入試による合格者に対し、入学後の授業料を減免する場合がある。

詳細については、当該学生募集要項に記載する。<対象：全学科>

2 **沖縄県奨学生制度**

沖縄県の高等学校を卒業し、本学指定校推薦入試により入学した者に対し、学資準備金を給付する。

詳細については、当該学生募集要項に記載する。<対象：全学科>

3 **公務員特待生制度**

入学試験の成績が優秀で、1・2年次実施の公務員講座および論理的思考力養成講座を全受講することを条件に、1年次の授業料を全額免除する。

詳細については、当該学生募集要項に記載する。<対象：全学年>

4 **資格特待生制度**

本学の入学試験に合格した者の中で、出願時または入学時までに本学指定する資格を取得している場合、入学金の減免又は免除する場合がある。<対象：全学科>

5 **内部入試入学金免除制度**

同一法人内高等学校からの進学希望者に対し、奨学金として入学金の減免又は免除する場合がある。

詳細については、当該学生募集要項に記載する。<対象：全学科>

6 **学費減免奨学生制度**

入学試験の成績が優秀で人物ともに優れている者で、家庭における種々の経済的事情により大学への進学が困難であると認められる者に対し、入学後の授業を減免する場合がある。

詳細については、当該学生募集要項に記載する。<対象：全学科>

7 **外国人留学生授業料等減免制度**

経済的理由による就学困難な者を支援することと国際交流の促進を目的とし、海外からの外国人留学生に対し、検定料、入学金および授業料の一部を免除する。

詳細については、当該学生募集要項に記載する。<対象：全学科>

8 **国際教育奨学金** <対象：全学科>

① この奨学金制度においては、本学の授業料減免制度と重複して、申し込むことはできないも

のとする。

- (2) 英検準1級以上またはTOEIC700点以上を取得したものに対し、原則として、海外研修、留学、その他語学教育に使用する目的で、奨学金200,000円を支給する。
- (3) 英検2級またはTOEIC550点以上を取得した者に対し、つきの講座の受講資格を授与する。  
ただし、講座を完全に修了することを条件とする。
  - A 通信講座「児童英語教育養成コース」……若干名  
ただし、別途に実施する面接テストの合格者のみを対象とする。
  - B 通信講座「TOEICテスト」または「TOEFLテスト」  
ただし、別途に実施する面接テストの合格者のみを対象とする。

9 **3か月留学支援制度**

英語科で1年次に実施している、約3か月間の中長期留学制度において（オーストラリア留学等）、参加希望者に対し、それにかかる留学費用の一部を奨学金として指定する。支援方法については、都度起案する。

10 **遠距離居住者就学支援制度**

長崎県内に自宅があり、通学が困難な遠距離居住者についてその家賃又は交通費の一部を就学支援金として給付する。

詳細については、当該学生募集要項に記載する。

## 5. 一般的事項

- (1) 掲示板（ラウンジ前）は毎日見てください。
- (2) 住所・氏名変更の場合は、学籍簿記載事項変更届をクラスアドバイザーを経由し必ず提出してください。
- (3) ロッカーの鍵は紛失しないよう大切に保管してください。（紛失した場合は個人負担で作成）  
また、貴重品はロッカーに入れずに必ず身につけておいてください。
- (4) 外部からの電話による呼び出し・取り次ぎはしません。
- (5) 記章は、事務室で販売しています。
- (6) 用件以外での事務室入室はご遠慮ください。また、事務室内での私語は慎んでください。

## 諸願届手続

※諸願届は事務室にある所定の用紙を用いる。提出についてはクラスアドバイザーの指示に従うこと。

### 1. 欠席願

- (1) 次の理由により欠席した場合は、その事由等を記入し提出しなければならない。
- ① 感染症に罹患したことにより、出席停止の措置を受けた場合（インフルエンザなど）
  - ② 親族が死亡した場合（忌引）
  - ③ 公共交通機関が運休または遅れた場合
  - ④ 自然災害等により登校が困難な場合
  - ⑤ その他
- (2) 忌引き日数

配偶者、および1親等（親・子）	7日
2親等（祖父母、兄弟姉妹等）	3日
3親等（おじ、おば等）	1日

※日数は連続した期間とし、移動日は含みません

- (3) 欠席に対する補講

やむを得ない理由で欠席しその科目の受験資格を喪失した場合、補講を行い欠席回数を減らす措置をとることがあります。

### 2. 休学願

休学する場合は、休学願に事由（病気の場合は医師の診断書を添付）を記入して、クラスアドバイザーを通し学長宛に願い出なければならない。

### 3. 退学願

退学しようとする場合は、退学願に事由を記入して、クラスアドバイザーを通し学長宛に願い出なければならない。なお、退学後2ヶ年以内は再入学を願い出ることができる。

### 4. 復学願

休学していた者が復学を希望する場合は、復学願に事由を記入して学長宛に願い出なければならない。ただし納付すべき諸費用の完納をもって許可する。

### 5. 学籍記載事項変更届

学生の本籍、現住所、氏名、保証人（氏名、現住所）等に変更が生じた場合は、変更届に変更事項を記入してクラスアドバイザーへ提出しなければならない。

### 6. 諸証明書交付願

各種の証明書を必要とする場合は、所定の交付願に必要事項を記入して手数料と学生証を提示し（在学生）事務室へ提出しなければならない。（交付願は事務室にある。）

手数料については次のとおり。

在学証明書	150円
在籍期間証明書	150円
成績証明書	300円
推薦書	300円
卒業証明書	200円
卒業見込証明書	200円
単位取得見込証明書	300円
幼一種免許取得見込証明書	150円
幼二種免許取得見込証明書	150円
保育士資格取得見込証明書	150円
麻しん抗体検査結果証明書	200円

## 7. 公欠届

就職試験、実習、公的行事への参加、学長が承認するボランティア活動等において欠席する場合は、公欠届をクラスアドバイザーへ提出しなければならない。(届出用紙はクラスアドバイザー、就職課にある。)

# 施設利用規定

# 図書館利用規定

## ■開館時間

曜日	平常時	長期休暇時
平日	9:00~18:00	9:00~17:00
土曜	9:00~13:00	

## ■休館日

1. 日曜および祝祭日
2. 盆休み（8月13日～15日）
3. 年末年始（12月29日～1月3日）
4. 第4土曜日

その他諸行事等の都合により臨時休館をする場合は、その都度掲示をする。

## ■利用資格

1. 本学の教職員
2. 本学の学生、聴講生および単位互換履修生
3. その他館長が特に認めた者

## ■館内閲覧上の注意

1. 閲覧は必ず館内で行い、図書を館外へ持ち出さないこと。
2. 館内では静粛にし、他の閲覧者の妨げとなる行為をしないこと。
3. 図書・備品等は丁寧に取り扱い、汚損しないこと。
4. 館内での飲食、携帯電話の使用は禁止する。

## ■館外帶出

1. 館外帶出を願い出る学生は、カウンターで帶出手続きをを行うこと。
2. 貸出図書の返却は帶出者自身で職員まで届けること。帶出期間中は、第三者への又貸しは絶対に行わないこと。
3. 資料を紛失または破損したときは、同一の資料または相当の代価をもって弁償しなければならない。

## ■貸出可能冊数および期間

本学の教職員	10冊以内	3週間以内
専攻科生	10冊以内	3週間以内
学科生	5冊以内	2週間以内
上記以外の者	館長が指定する	

※ 長期休業期間中は貸出期間を延長する場合がある。

## ■帶出禁止図書

本学指定の帶出禁止図書（辞書・辞典類、参考図書、最新号の雑誌等）の貸出は不可とする。

## ■読書相談

図書館の利用や資料に関する相談があれば職員まで遠慮なく申し出ること。

貸出中図書の予約や新刊購入のリクエストなども受け付けている。

## ■罰 則

資料の返却延滞者に対する措置は以下のとおりとする。

1. 延滞期間が1か月以上3か月未満：年度内貸出禁止
2. 3か月以上：卒業まで貸出禁止の措置に加えて本を紛失したものとみなし同じ図書の購入または代金での清算を要求する

## コンピュータ室（OA・OP室）利用規定

### ■利用時間

曜 日	平 常 時
平 日	8：00～18：00
土曜日	8：30～13：00
日曜、祝祭日、学校行事の代休日	
盆休み（8月13日～15日）	閉 館
年末年始（12月29日～1月4日）	

※1) レポート提出、課題作成、ゼミ発表等どうしても時間外に利用したい場合は、必ず事前に担当者の許可を得ること。

※2) 「利用記録簿」へ記入すること。

### ■利用資格

1. 本学の教職員
2. 本学の学生、聴講生および単位互換履修生
3. その他担当者が特別に認めた者

### ■利用上の注意

1. 他人の迷惑になる大きな声での会話、携帯電話での通話禁止。
  2. 携帯電話の充電および携帯音楽プレイヤーの利用禁止。
  3. チャット、YouTubeなどによる動画鑑賞、ダウンロード禁止。
  4. 学習および就職活動、履修登録等以外の、私的な利用によるウェブサイト閲覧およびソフトウェアのインストール禁止。
- ※警告文が画面に表示されたときは必ず情報教育担当者へ報告すること
5. 飲食物の持ち込み、ゴミ放置、土足禁止。
  6. 他人のパスワードを使用してのログイン禁止。
  7. ノート型パソコンなど私物のパソコンの持ち込み禁止。
  8. OA・OP室内のパソコン関連機器および閲覧資料無断持ち出しの禁止。
  9. 1回に10ページを超える印刷は原則禁止。

### ■罰 則

悪質な場合、以下のような処分を行う場合もある。

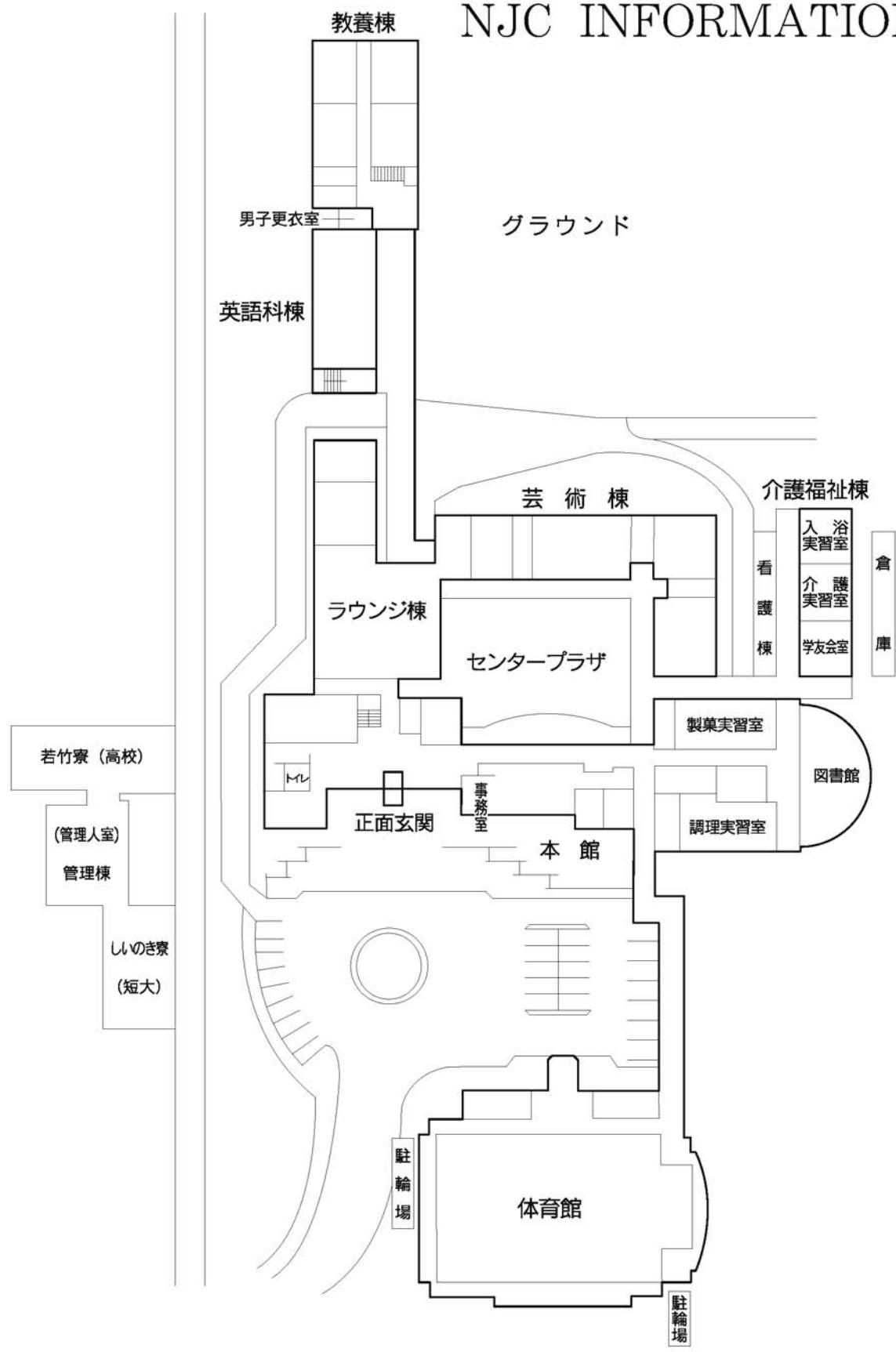
1. 学則第45条の規定による懲戒。
2. コンピュータ室を利用する講義の受講停止および利用の停止。
3. 違反行為による機器への損害の賠償。

## こんなときどうする？

	こんなときは？	ここで	こうしましょう
授業関係	欠席する	事務室 クラスアドバイザー	事務室にある欠席届に必要事項を記入し授業担当者に提出する（77頁参照）
	長期に欠席する	事務室 クラスアドバイザー	クラスアドバイザーに相談し指示を仰ぐ
	休講、変更その他講義について知りたい	掲示板	掲示板・アクティブポータルを見て分からぬ時は、学生支援係に問い合わせる
試験関係	試験を遅刻・欠席する	クラスアドバイザー	まず大学に電話をし、遅刻・欠席の正当な理由を証明する証明書を取り、次に登校する際にその証明書を担任に提出すること（病欠の場合には診断書、忌引の場合は会葬礼状など、電車等のダイヤの遅れの場合は遅延証明書）
	追・再試験を受ける	事務室	追・再試験申込書に必要事項を記入し、事務室へ試験料を納入する
身上関係	学費を延納したい	事務室	事務室に願い出る
	事故にあった	事務室 クラスアドバイザー	大学に連絡する
	悩みがある場合	学生相談室 クラスアドバイザー	早めの相談を心掛ける
証明書関係	学生証を紛失した	事務室	紛失後直ちに届け再交付願いに手数料を添えて提出する
	通学定期券を買いたい	事務室	事務室に申し出て通学証明書を発行してもらう
	各種証明証書が欲しい	事務室	所定用紙にて申し込む
学籍関係	住所を変更した	事務室	変更後直ちに届ける
	姓が変わった	事務室	変更後直ちに戸籍抄本を学生支援係に提出する
	休学したい	事務室 クラスアドバイザー	クラスアドバイザーに相談の上、所定の用紙に願い出る
	退学したい	事務室 クラスアドバイザー	クラスアドバイザーに相談の上、所定の用紙に願い出る
奨学金	奨学金を受けたい	事務室	事務室に問い合わせる
その他	ものを紛失・拾得した	事務室	事務室に届ける
	ロッカーの鍵を紛失した	事務室	事務室に連絡する
	学内に掲示したい	事務室	実物を持参し、学生支援係に相談すること
	応急処置を受けたい	保健室	保健室に行く
	インフルエンザに罹患した場合	保健室 事務室	発熱の情況、通院検査の有無 出席停止期間の確認
就職関係	就職について相談したい	入試募集就職センター クラスアドバイザー	早めの相談を心掛ける
	ガイダンス・セミナーに参加したい	入試募集就職センター クラスアドバイザー	必要に応じ欠席届を提出する
	就職試験を受ける	入試募集就職センター クラスアドバイザー	必要に応じ欠席届を提出する
	就職試験の結果が出た	入試募集就職センター クラスアドバイザー	クラスアドバイザーに届け出る
許可	車両通学をしたい	事務室	所定用紙にて事務室へ通学許可を願い出る
	アルバイトをしたい	事務室 クラスアドバイザー	大学が許可した求人票を掲示しているので、各自で申込む



# NJC INFORMATION



3階



3階



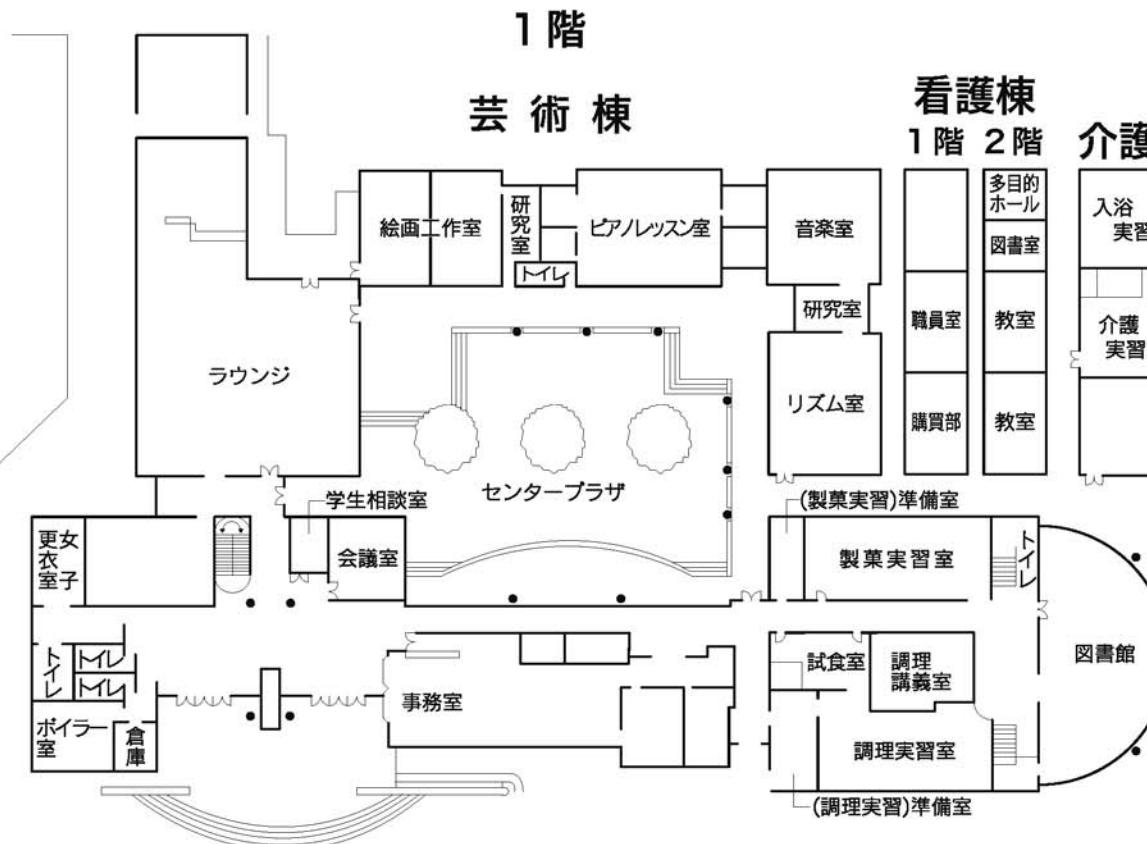
2階



1階



英語科棟



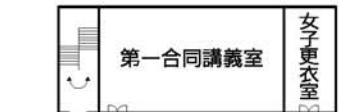
3階



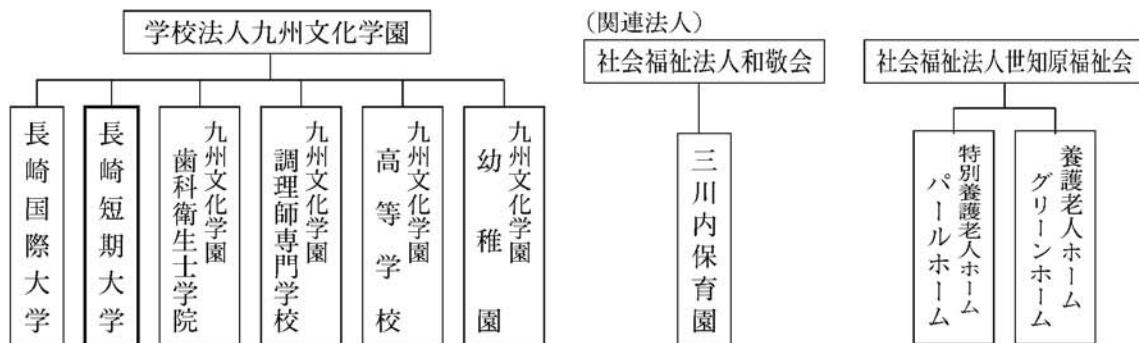
2階



1階



## 学園組織図



### 長崎国際大学

人間社会学部：国際観光学科／社会福祉学科

健康管理学部：健康栄養学科

薬学部：薬学科

〔大学院〕人間社会学研究科：観光学専攻／社会福祉学専攻／地域マネジメント専攻

健康管理学研究科：健康栄養学専攻

薬学研究科：医療薬学専攻

☎859-3298 佐世保市ハウステンボス町2825-7

TEL 0956-39-2020 FAX 0956-39-3111

キャンパスはハウステンボス町にあり、本学との交流は各学科への3年次編入が可能で、国際交流においては相互交流を行い、その他、教員同士も互いの講義を持ち合い、教員間の交流も盛んに行われています。学園祭や茶道大会等の学内行事には、多くの学生が互いに参加し、合同のサークル活動を通じて、さらに短大生活の領域は広がりを見せています。

### 九州文化学園歯科衛生士学院

専門学校／3年課程

☎857-0832 佐世保市藤原町7番32号

TEL 0956-26-1203 FAX 0956-26-1204

本学の茶道大会を通じて交流をもち、本学同様、必修科目のひとつとして『茶道文化』を開講しています。文字どおり、3年間の歯科衛生士養成施設として、国家試験合格率は非常に高く、就職状況も充実した結果を残しています。

### 九州文化学園調理師専門学校

専門学校／2年課程

☎857-0832 佐世保市藤原町7番32号

TEL 0956-26-1280 FAX 0956-26-1285

専門店・集団給食といった現場のニーズに即応出来る食のプロフェッショナルを地域に輩出する1年課程の厚生労働省指定調理師養成校です。

### 九州文化学園高等学校

普通科・食物調理科・保育福祉科・衛生看護科／衛生看護専攻科

☎858-0925 佐世保市椎木町600番

TEL 0956-26-2325 FAX 0956-26-2326

本学学生には、附属高等学校からの進学者がいます。高校進学時に、長崎短期大学または長崎国際大学への進学を目的として、附属高校への進学を希望する中学生もいます。文化活動（学園祭、音楽と動きの夕べなど）でも交流をもち、高校の進学指導においては、系列四大、短大、専門学校による、校内

での独自の進学ガイダンスが隨時展開されています。

**九州文化学園幼稚園** 3歳児～5歳児 10クラス編成

☎857-0058 佐世保市上町8番35号

TEL 0956-24-8735 FAX 0956-24-8773

本学保育専攻の学生は、実際に学外での幼稚園実習を体験します。学生は学外実習に入る前に、附属幼稚園でプレ実習を受講しています。

**三川内保育園** 0歳児～6歳児 5クラス編成

☎859-3154 佐世保市塩浸町10-2

TEL/FAX 0956-30-8740

本学保育専攻の学生は、実際に学外での保育園実習を体験します。学生は学外実習に入る前に、系列保育所でプレ実習を受講しています。

**養護老人ホーム**

**グリーンホーム**

**特別養護老人ホーム**

**パールホーム**

☎859-6408 佐世保市世知原町栗迎1-6

〔グリーンホーム〕 TEL 0956-76-2450 FAX 0956-78-2105

〔パールホーム〕 TEL 0956-76-2315 FAX 0956-78-2395

介護福祉士の養成課程である本学介護福祉専攻の学生が、介護実習を体験します。学生は、自然あふれる環境の中で、お年寄りとの語らいにより、心の触れ合いを体験し、心温まる介護を目指します。

# 学生便覧

---

平成29年4月 発行

発 行 長崎短期大学  
〒858-0925 佐世保市椎木町600番地  
☎ (0956) 47-5566  
FAX (0956) 47-5596